



Vol.

102

2026.09

市区町村向け情報誌

かけはし

目次

● 目次	p.1
● 国民年金育児免除制度の創設【令和8年10月1日施行】	p.2
● 令和8年度「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付	p.5
● 令和8年国民年金被保険者実態調査を実施します	p.7
● 国民年金関係届書等の入力・回付時における留意点	p.8
● 住基連動による死亡保留の業務スケジュールのお知らせ	p.10
● 11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」	p.11
● 「ねんきんネットの持ち主不明記録検索機能」の周知にご協力をお願いします	p.12
● 「令和8年分 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付	p.15
● 電子送付の登録方法について	p.18
● 「令和9年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の電子申請サービスの開始と扶養親族等申告書の送付	p.19
● 年金生活者支援給付金請求書（はがき型）の送付	p.32
● 市区町村における多言語通訳サービスの利用について	p.42
● 令和8年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰	p.43
● 障害年金講座	p.50
● 広報の広場	p.55
● 地域の独自情報	p.57
● 編集後記	p.57

国民年金育児免除制度の創設【令和8年10月1日施行】

- 令和6年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が公布され、令和8年10月1日より国民年金育児免除制度が創設されます。
- 国民年金育児免除制度は、令和8年4月30日に政令、令和8年7月31日に省令が公布されました。
- 「かけはし」第100号（令和8年5月発行）において育児免除制度の概要を説明しましたが、改めて制度と手続きの方法について説明します。

1. 制度の概要（国民年金法第88条の3）

- 子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付が免除される制度です。
- 子を養育している方（実父母・養父母）は、届出することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。
- 「保険料の納付が免除された期間」は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

2. 対象となる方

- 1歳になるまでの子（※）を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母が対象です。
- 子を養育する要件として、以下のすべてを満たしている必要があります。
 - ①子と身分（親子）関係が継続していること
 - ②子と同一住所であること
（所得要件はありません）

※ 法律上の親子関係がある子（実子及び養子）に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子及び養子縁組里親に委託している子並びに実親等の意思に反するため養子縁組里親に委託できず、養育里親に委託されている子も該当します。

3. 育児免除制度のメリット

- 育児免除期間として「保険料の納付が免除された期間」は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 国民年金第1号被保険者であれば、夫婦ともに育児免除制度の対象です。
- すでに保険料を納付している期間や、国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間についても、届出することで育児免除期間として取り扱われます。保険料を納付している期間については、保険料の充当または還付が行われます。
- 育児免除期間中も付加保険料（月額400円）を納付することができます。また、国民年金基金及び個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入もできます。

4. 国民年金保険料が免除される期間

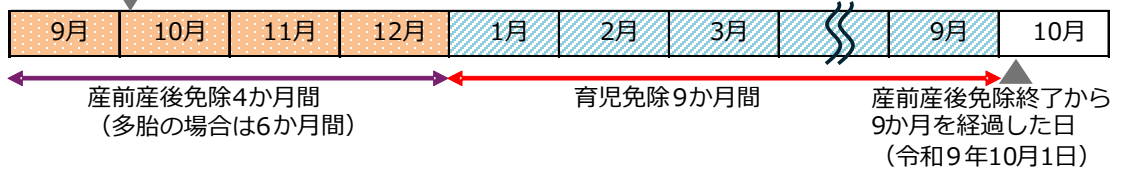
(1) 実母の場合

産前産後免除期間を有する実母の場合は、産前産後免除期間に引き続く9か月間（産前産後免除期間と合わせて最大13か月間）国民年金保険料が免除されます。

例：子の出産（予定）日が令和8年10月1日の場合

⇒令和9年1月～令和9年9月の間が育児免除期間に該当

出産予定日（令和8年10月1日）



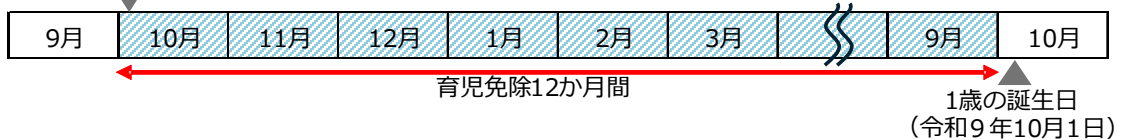
(2) 実父または養父母の場合（産前産後免除期間を有しない実母を含む）

子を養育することとなった日の属する月から、1歳になる誕生日の前月までの最大12か月間国民年金保険料が免除されます。

例：子の出産日が令和8年10月1日の場合

⇒令和8年10月～令和9年9月の間が育児免除期間に該当

子の出産日（令和8年10月1日）



(3) 令和8年10月より前から子を養育しており、制度施行時点で1歳未満の場合

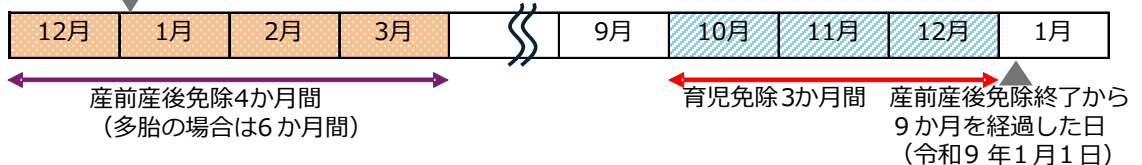
令和8年10月以降の期間かつ上記（1）または上記（2）の条件を満たす期間について、国民年金保険料が免除されます。

例：子の出産（予定）日が令和8年1月1日の場合

⇒令和8年10月～令和8年12月までの3か月間が育児免除期間に該当

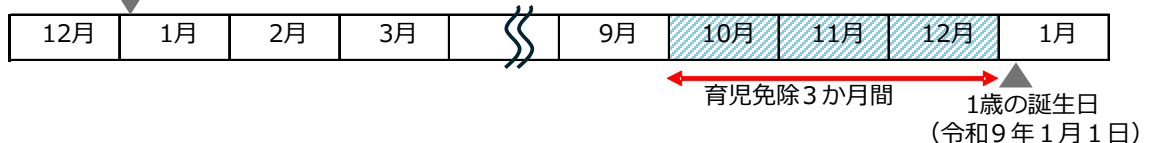
(実母の場合)

出産予定日（令和8年1月1日）



(実父または養父母の場合)

子の出産日（令和8年1月1日）



5. 育児免除制度に係る手続き

(1) 育児免除に該当したとき

- 育児免除の要件に該当する方は、「国民年金産前産後免除該当届／育児免除該当・終了届」を市区町村に提出します。（電子申請も可能）

〔届出時期〕

子を養育することとなった日以降速やかに提出してください。

ただし、令和8年10月よりも前から子を養育している方は、令和8年10月1日以降に提出してください。（制度施行前の届出はできません）

〔添付書類〕※原則不要

- ① 子の生年月日及び被保険者と子の身分関係を確認できる書類（親子関係確認書類）
 - ・ 戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書

- ② 同居の事実を確認できる書類（同一住所確認書類）

- ・ 住民票

※日本年金機構において個人番号を用いた情報連携により確認を行うため、書類の添付は原則不要です。ただし、①については、以下の場合個人番号を用いた情報連携による確認ができないため、証明書類の添付が必要です。

- ・ 親又は子が外国籍である場合（日本の戸籍で確認できる場合を除く）
- ・ 特別養子縁組の監護期間にある子及び養子縁組里親に委託している子を養育する場合
- ・ 実親等の意思に反するため養子縁組里親に委託できず、養育里親に委託されている子に係る届出の場合

育児免除該当の手続きが不要な方（育児免除の自動処理）

産前産後免除（出産（予定）日が令和8年7月以降の者に限る）の手続きを、免除が終了する前に行っている被保険者については、産前産後免除期間終了月の翌月上旬に、育児免除の要件に該当しているか、日本年金機構で個人番号を用いた情報連携により確認を行います。

育児免除の要件に該当していることが確認できた場合、日本年金機構において該当処理を行ったうえで「国民年金保険料育児免除該当通知書」をお送りしますので、改めての手続きは不要です。

※育児免除の要件に該当していることを確認できなかった場合は、「産前産後免除終了のお知らせ」をお送りします。なお、育児免除の要件に該当する子を養育している場合は、育児免除該当届の提出が必要です。

(2) 育児免除が終了するとき

- 育児免除の期間が満了することにより終了する場合、手続きは不要です。
- 育児免除の期間が満了する前に子を養育しなくなった場合は、育児免除終了届を市区町村に提出します。（電子申請も可能）

※子を養育しなくなった場合の例：子と同居しなくなった、子が死亡した等

※育児免除終了の手続きについては、添付書類は不要です。

令和8年度「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付

国民年金保険料の免除または納付猶予に該当する対象者へ令和8年度の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）」（以下「免除TA申請書」という）を以下のとおり送付します。

	全額免除または納付猶予該当者	一部免除該当者
対象者	令和8年7月分保険料が未納であり、本人・配偶者・世帯主の令和7年所得及び扶養情報から、 全額免除または納付猶予に該当する者 （学生納付特例の対象者を除く）	令和8年7月分から令和8年8月分の いずれかの保険料が未納であり 、本人・配偶者・世帯主の令和7年所得及び扶養情報から、 一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）に該当する者 （学生納付特例の対象者を除く）
送付時期	10月15日（木）（予定）	11月13日（金）（予定）
送付物	・ 免除TA申請書（ハガキ形式） ・ 申請書の記入方法（リーフレット） ・ 個人情報保護シール	

令和8年度（令和8年7月～令和9年6月）における国民年金保険料の免除等を希望される場合は、免除TA申請書に必要事項を記入のうえ提出いただくよう、ご案内をお願いします。
（免除TA申請書のレイアウトについては、次ページをご覧ください。）

なお、令和8年6月分以前の免除・納付猶予申請については、通常の申請書（A4サイズ複写式のもの）による申請が必要になります。

マイナポータルへの電子送付について

免除TA申請書の送付対象者のうち、マイナポータルとねんきんネットを認証連携している者には、ハガキ形式の申請書を送付するとともに、マイナポータルの「お知らせ（電子ポスト）」にも申請書を電子送付します。

免除TA申請書（全額免除または納付猶予該当者用）

へ切り取り線へ

国民年金保険料 免除・納付猶予申請書

必要事項を記入してください。

46359

該当するものを○で囲んでください。

基礎年金番号

生年月日
5.昭和
7.平成

申請期間
年度

住所 〒

申請者
(被保険者)

フリガナ
氏名

電話番号

1:自宅

2:携帯

配偶者

フリガナ
氏名

配偶者生年月日
5.昭和
7.平成

(配偶者が別世帯の場合)配偶者の個人番号

世帯主

フリガナ
氏名

1.「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。
希望しない場合は右の を○で囲んでください。

希望しません

2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。
希望しない場合は右の を○で囲んでください。

希望しません

特記事項

この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する所得情報等の確認を市区町村(前住所地等を含む)および日本年金機構に委託します。
・配偶者および世帯主に関する記入漏れ、記入誤りがないことを申し立てます。
(所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。)

年

月

日

日本年金機構理事長あて

受付年月日

S3年

①全額免除
②納付猶予
③4分の3免除
④半額免除
⑤4分の1免除

免除は右記の区分を上から順に審査します。
変更等を希望する場合は、お問い合わせ先の年金事務所へご連絡ください。

免除TA申請書（一部免除該当者用）

へ切り取り線へ

国民年金保険料 免除・納付猶予申請書

必要事項を記入してください。

46359

該当するものを○で囲んでください。

基礎年金番号

5.昭和
7.平成

申請期間
年度

住所 〒

申請者
(被保険者)

フリガナ
氏名

電話番号

1:自宅

2:携帯

配偶者

フリガナ
氏名

配偶者生年月日
5.昭和
7.平成

(配偶者が別世帯の場合)配偶者の個人番号

世帯主

フリガナ
氏名

1.「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。
希望しない場合は右の を○で囲んでください。

希望しません

2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。
希望しない場合は右の を○で囲んでください。

希望しません

特記事項

この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する所得情報等の確認を市区町村(前住所地等を含む)および日本年金機構に委託します。
・配偶者および世帯主に関する記入漏れ、記入誤りがないことを申し立てます。
(所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。)

年

月

日

日本年金機構理事長あて

受付年月日

免除は右記の区分を上から順に審査します。
変更等を希望する場合は、お問い合わせ先の年金事務所へご連絡ください。

令和8年国民年金被保険者実態調査を実施します

- 令和8年国民年金被保険者実態調査は、国民年金法に基づき、国民年金第1号被保険者等の実態や国民年金に対する意識を調査する、3年に1度の統計調査です。本年10月中旬から、厚生労働省において、「直接調査」「追納調査」「所得等調査」の3種類の調査が行われます。
- 「直接調査」及び「追納調査」については、調査対象者に対して、郵送で調査票を送付して回答いただきます。
- 「所得等調査」については、市区町村に対して、10月に厚生労働省より依頼通知が発出され、調査対象となる市区町村において住民基本台帳等を基に回答いただきます。
- なお、令和8年熊本地震による被災状況を鑑み、熊本県内の一部市区町村については調査対象から除外しています。

調査の概要

(1) 調査対象

- 直接調査** : 令和8年3月末現在における国民年金第1号被保険者のうち、
無作為抽出した約6万4千人
- 追納調査** : 過去に保険料の納付猶予制度（学生納付特例制度又は納付猶予制度）を
利用し、納付猶予の承認から2年目又は9年目となる者のうち、
無作為抽出した約1万6千人
- 所得等調査** : 直接調査の調査対象者及びその属する世帯

(2) 調査実施スケジュール

- 直接調査・追納調査** : 令和8年10月～11月中旬
(注) ただし、調査の終期までに回答が得られなかった者に督促（3回）を行い、
令和9年3月頃まで調査票の回収を行う。
- 所得等調査** : 令和8年10月～令和9年2月下旬

(3) 回答方法

- 直接調査・追納調査** : オンライン回答または郵送
- 所得等調査** : 厚生労働省へメールまたは郵送

お問い合わせ先

- 厚生労働省コールセンター「国民の皆様の声受付窓口」
電話 : 03-5253-1111（音声案内「2」を選択してください。）
電話 : 03-3595-3535
[受付時間] 9:30～12:00、13:00～18:15（土・日・祝日を除く）
※ お問い合わせいただく際は、調査名「国民年金被保険者実態調査」をお伝えください。
- 厚生労働省ホームページ
「国民年金被保険者実態調査」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/140-15.html>

国民年金関係届書等の入力・回付時における留意点

日本年金機構では、事務処理の正確性を確保するため、事務処理誤りの発生の傾向や原因等について分析を行い、発生防止に取り組んでいます。

以下に実際に発生した事例をご紹介しますので参考としていただき、同様事案の発生防止に向け、引き続き、適切な入力・回付をお願いいたします。

○電子媒体作成時の入力誤り

① 該当年月日の入力誤り

資格取得のため窓口にて受付した国民年金被保険者関係届書（申出書）について、該当年月日を誤って入力（正：令和7年4月1日 → 誤：令和4年4月1日）し、事務センターへ回付した。

② 対象者の誤り

資格取得のため窓口にて受付した国民年金被保険者関係届書（申出書）について、誤って本人だけでなく、届出の対象者ではない世帯主の情報も入力し、事務センターへ回付した。

Point

- ・ 誤った内容の届書や不要な届書を回付し、処理が行われると、お客様が納付していた国民年金保険料が還付されたり、社会保険料控除証明書が正しく発行されなかったりするなど、お客様へご迷惑をおかけすることとなります。
- ・ 届書を電子媒体により回付する際は、入力したデータや入力すべき箇所に相違がないか、**他の担当者でダブルチェック**をするなど、確認を行ってください。

○届書の回付先の誤り

資格取得申出のため窓口にて受付した国民年金被保険者関係届書（申出書）について、お客様から前納希望があったことから、至急処理分として年金事務所へ回付すべきところ、事務センターへ回付した。

Point

- ・ 国民年金被保険者関係届書（申出書）を受付する際、お客様が前納を希望されている場合は、当該届書の備考欄に「前納希望」及び「前納対象期間」を記入いただき、右下の⑭納付書関連の早期送付「2」に○をつけてください。（次ページの記入例を参照）
- ・ 窓口等で受付した届書は、**受付した日から14日以内**に事務センターまたは年金事務所へ回付（国民年金法施行規則第九条第一項）することとなっておりますので、速やかな回付についてご協力をお願いします。なお、**至急処理が必要な届書については年金事務所へ回付**し、届書の回付遅れ・漏れがないよう注意してください。

記入例：お客様が前納を希望されている場合

様式コード			
4	1	0	0



国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 日本年金機構理事長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日
以下のとおり届け出（申し出）ます。

氏 名： 年金 太郎

被保険者
との続柄： ①本人 2. その他（ ）

市区町村	日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X X X X X				② 生年月日	⑤ 昭和 7. 平成	5 5 年 1 0 月 3 0 日
	③ 氏名 (フリガナ)	ネンキン 太郎				④ 性別	① 男性 2. 女性	
	⑤ 郵便番号	X X X X X X X X				⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他 XXX-XXXX-XXXX	
	⑦ 住所	東京都杉並区高井戸西 ● — ● — ●						
	⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)					⑨ 外国人通称名 (住民票上の通称)	(フリガナ)	

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

B. 届出（申出）事項	届書種類・番号	⑪ 該当・申出年月日／出産（予定）日	⑫ 理由等
	資格取得届 種別変更届 資格取得申出	① 2 3	平成 令和 X X 年 X X 月 X X 日
資格喪失届 資格喪失申出	4 5	平成 令和 年 月 日	1. 厚生年金（共済含む）への移行 2. 任意加入対象者に該当 3. その他 4. 任意喪失の申出 5. 期間満了 10. 中国残留邦人等非該当 11. 外国への転出
付加保険料 納付・辞退申出 付加保険料 該当・非該当届	6 7	平成 令和 年 月 日	1. 納付の申出 2. 納付辞退の申出 3. 農業者年金の資格取得 4. 農業者年金の資格喪失
保険料 免除理由該当届 保険料 免除理由消滅届	8 9	平成 令和 年 月 日	
基礎年金番号通知書再交付申請	10	平成 令和 年 月 日	
産前産後免除 該当届	14	平成 令和 年 月 日	単胎・多胎の別 1. 単胎 2. 多胎
備考	前納希望 令和X年X月～令和X年X月		

備考欄に「前納希望」及び「前納対象期間」の記入が必要です

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

C. 届出事項	届書種類・番号	⑪ 該当年月日	⑫ 理由等
	住所変更届	11	平成 令和 年 月 日
氏名変更届	12	平成 令和 年 月 日	変更前氏名
死亡届	13	平成 令和 年 月 日	届出者連絡先

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄

⑭納付書関連の早期送付「2」へ○をつけてください

⑭納付書関連	
生成不要	1
早期送付	2

2204 1016 005

住基連動による死亡保留の業務スケジュールのお知らせ

住基連動による死亡保留の業務スケジュールについて

住基連動で死亡情報が確認できた場合の死亡保留の入力スケジュールをお知らせします。

【業務スケジュール】

項目	年月	令和8年			令和9年		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
各自治体での異動情報の入力		9/3～10/4までに死亡届を処理	10/5～11/4までに死亡届を処理	11/5～12/2までに死亡届を処理	12/3～1/5までに死亡届を処理	1/6～2/1までに死亡届を処理	2/2～3/2までに死亡届を処理
異動者情報照会 (日本年金機構⇔J-LIS)		5 13	5 11	3 9	6 12	2 8	3 9
受給者原簿更新 (死亡保留)		16 19 11月支払から保留	16 17 12月支払から保留	14 15 1月支払から保留	15 18 2月支払から保留	12 15 3月支払から保留	12 15 4月支払から保留
「未支給年金のお知らせ」 対象者情報抽出		30	30	28	29	26	31
「未支給年金のお知らせ」 発送日			17	15	19	16	15

（参考）

○令和8年10月の業務スケジュールの見方

- ① 各自治体で9月3日から10月4日までに入力された死亡の異動情報については、10月5日から10月13日の間で機構の受給者情報とJ-LISの情報を突合します。
- ② 死亡情報が確認できた場合は、10月16日から10月19日に死亡保留処理（受給者原簿更新）が行われるため、10月定期支払は死亡者本人の口座に振り込まれ、11月以降の振込は停止されることとなります。
- ③ その後、10月30日の「未支給年金のお知らせ」対象者情報抽出日の前日までに死亡失権が入力されなかった場合は、11月17日に「未支給年金のお知らせ」が死亡者の住所宛てに送付されることとなります。

項目	年月	令和8年	
		10月	11月
各自治体での異動情報の入力		9/3～10/4までに死亡届を処理	10/5～11/4までに死亡届を処理
異動者情報照会 (日本年金機構⇔J-LIS)	①	5 13	5 11
受給者原簿更新 (死亡保留)	②	16 19 11月支払から保留	16 17 12月支払から保留
「未支給年金のお知らせ」 対象者情報抽出	③	30	30
「未支給年金のお知らせ」 発送日			17

11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」

日本年金機構（以下「機構」という）は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに年金制度を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的に普及・啓発活動に取り組みます。

また、11月30日（いいみらい）の「**年金の日**」は、国民お一人お一人に「ねんきんネット」等を活用して、ご自身の年金記録や年金の受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的にしています。次ページもあわせてご参照ください。

主な取組予定

・機構ホームページ内に「ねんきん月間」「年金の日」特設ページの設置

商業施設等における出張年金相談会の開催や教育機関、企業・自治体等において年金セミナーや年金制度説明会を開催するなど年金事務所の取組を一覧でお知らせするとともに、年金制度について学べるコンテンツを掲載します。



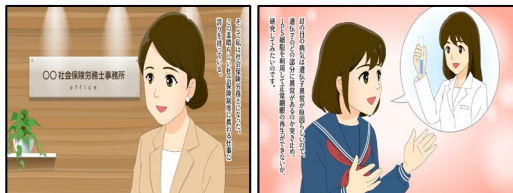
・SNSを活用した年金制度についての情報発信

11月は毎営業日に、機構公式Xや公式Facebookを活用し、公的年金制度の周知や手続きを分かりやすく案内します。



・令和8年度「わたしと年金」エッセイ受賞作品の発表及び過去受賞作品のアニメーション動画の公開

令和8年度「わたしと年金」エッセイ受賞作品を発表するとともに、過去の受賞作品をアニメーション化した動画を機構ホームページにおいて公開します。



・ポスターコンクール・こども絵画展の開催

11月30日（いいみらい）にちなみ「大きくなったら」「将来の夢」などをテーマとして、こども達が描いた絵画や「年金」に関するポスターを年金事務所の待合スペースや商業・公共施設等で展示します。



令和8年度における「ねんきん月間」「年金の日」の取組は10月下旬までに機構ホームページに掲載予定です。各自治体の皆さま方におかれましては、「ねんきん月間」「年金の日」の趣旨をご理解いただき、周知にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

詳細は下記のURLまたは二次元コードからご確認ください。



「ねんきん月間」「年金の日」特設ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkingekkan.html>



「ねんきんネットの持ち主不明記録検索機能」の周知にご協力をお願いします

日本年金機構では、令和8年7月23日付厚生労働省年金局からの事務連絡『「持ち主不明記録検索」機能ポスター、リーフレット電子媒体の提供について』でお知らせしているとおり、未統合記録の解消に向けた取組を継続的に行っているところです。

現在、高齢の方やご遺族の方の未統合記録の確認について、ご家族等を介して「ねんきんネットの持ち主不明記録検索機能」を幅広くご利用いただくことを目的にポスターを掲示し、年金請求のために来訪されたお客様へリーフレットの手渡し配付を行っております。

より多くのお客様へ周知を図りたいことから、ポスターの掲示、リーフレットの設置や市区町村広報誌への掲載につきまして、ご協力の程よろしく申し上げます。

なお、ポスターとリーフレットにつきましては、別途、管轄の年金事務所から配付させていただきます。

持ち主不明記録とは・・・

平成8年12月までに年金制度に加入していた方の年金記録のうち、基礎年金番号に結びついていない年金記録のことです。

旧姓だった頃の年金記録、若い頃の年金記録や短い雇用期間の年金記録等、本人が気づかないまま、持ち主不明記録となっているケースがあります。

広報誌やホームページ等を活用した周知・広報

【広報誌等への掲載例】

＜あなたの年金記録が見つかるかもしれません＞

日本年金機構では、未統合記録の解明を図るための取組として、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」でお客様が加入状況を確認できる環境を提供しています。

「ねんきんネットの持ち主不明記録検索機能」は、氏名・生年月日・性別を入力することにより、その検索条件に一致する持ち主不明記録（基礎年金番号に結びついていない年金記録）があるかを確認できる機能です。

スマートフォンなどで、ご確認いただけますので、ぜひご利用ください。

※ ポスターとリーフレットのレイアウトについては、次ページに掲載していますのでご確認ください。

あなたの年金記録が見つかるかもしれません！

ご自宅



スマートフォンなど

年金記録が探せます

「ねんきんネット」の持ち主不明記録検索機能から、過去のご自身(またはご家族)の年金記録を見つけることで年金が増える可能性があります。

氏名、生年月日、性別のみで検索可能！

事例①

年金が増えた額
約1万円(年額)



旧姓で検索したところ、該当する記録がありました。

結婚前の旧姓で記録が見つかった

事例②

年金が増えた額
約4万円(年額)



亡くなった母の名前を検索したところ、該当する記録がありました。

亡くなった親の記録が見つかった(注)

(注)ご本人の死亡当時に生活を共にしていたご遺族が、未払い分の年金を受け取りました。

こんな方はぜひ、ご確認を！

- ☒ 転職が多い
- ☒ 姓(名字)が変わったことがある
- ☒ 名前の読み方がいくつかある

「持ち主不明記録検索」でぜひ、年金記録をご確認ください！

- ステップ1 ねんきんネットにログイン
- ステップ2 「持ち主不明記録検索」で検索条件を入力
- ステップ3 入力内容に一致する記録があるか確認
- ステップ4 一致する記録がある場合は年金事務所などへ相談



詳しくは「日本年金機構ホームページの持ち主不明記録検索機能リーフレット」をご覧ください。

(参考) リーフレット

年金事務所や街角の年金相談センターへのご相談は、ぜひ予約相談をご利用ください。

予約受付専用電話



0570-05-4890

050から始まる電話からおかけになる場合(東京)03-6631-7521
受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
※土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。
※通話料金は通話料を別途お支払いください。

※ご予約の際は相談対象者の方、代理人の方の個人番号または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
※予約受付専用電話では翌日以降の予約を受け付けています。当日の年金相談を希望する場合は、直接お近くの年金事務所にご相談ください。

■お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などは、日本年金機構ホームページで確認いただけます。

全国の相談・手続き窓口

検索



■その他ご不明点は相談チャットへ(24時間対応)日本年金機構ホームページの下記ページから利用できます。

ねんきんチャット

ねんきんチャット

ねんきんチャット



あなたの年金記録が見つかるかもしれません！

ご自宅で

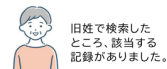


年金記録が探せます

「ねんきんネット」の持ち主不明記録検索機能から、過去のご自身(またはご家族)の年金記録を見つけることで年金が増える可能性があります。

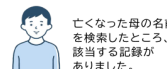
氏名、生年月日、性別のみで検索可能！

事例① 年金が増えた額 約1万円(年額)



結婚前の旧姓で記録が見つかった

事例② 年金が増えた額 約4万円(年額)



亡くなった親の記録が見つかった(※)

(注)ご本人の死亡時に生活に共にしていたご遺族が、未払い分の年金を受け取りました。

こんな方はぜひ、ご確認を！

- ☑ 転職が多い
- ☑ 姓(名字)が変わったことがある
- ☑ 名前の読み方がいくつかある

「持ち主不明記録」とは

- 平成8年12月までに年金制度に加入していた方の年金記録のうち、基礎年金番号に結びついていないものが「持ち主不明記録」です。
- 旧姓だった頃の年金記録、若い頃の年金記録や短い雇用期間の年金記録等、本人が気づかないまま、持ち主不明記録となっているケースがあります。
※ 持ち主不明記録の約8割以上は現在70代以上の方の記録です。



2027.10.14.01

操作の流れ

1. マイナポータルにログインする

マイナポータルはこちらから



ご注意ください

- ✓スマートフォン ✓マイナンバーカード(※)
- ✓数字4桁のパスワード(マイナンバーカード受け取り時に設定した利用者証明用電子証明書パスワード)

※マイナンバーカードがない方はユーザーIDの発行を申し込むことでねんきんネットのご利用が可能です。

ねんきんネット専用番号

0570-058-555

050から始まる電話からおかけになる場合(東京)03-6631-7521

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

※通話料金は通話料を別途お支払いください。

2. はじめてねんきんネットを利用する方は、マイナポータルと連携する(すでに連携済みの方は3.にお進みください。)

1 マイナポータル画面をスクロールし、「年金」を押す



2 「ねんきんネットとの連携」の「連携をはじめる」を押す



3 ねんきんネットの利用規約を確認し、「同意して次へ」を押す



4 完了画面が出たら連携手続きが完了



(注) 連携手続き可能時間は、平日8時から23時までです。また、連携が完了するまでに24時間かかる場合があります。

3. マイナポータルからねんきんネットにログインする

1 マイナポータル画面をスクロールし、「年金」を押す



2 画面を最下部までスクロールし、「関連情報の「ねんきんネットTOP」を押す



3 画面右上の「×」を押し、「日本年金機構からのお知らせ」表示を消す



4 ねんきんネットのトップページが表示される



4. 持ち主不明記録検索機能で検索する

1 ねんきんネット画面をスクロールし、「持ち主不明記録検索」を押す

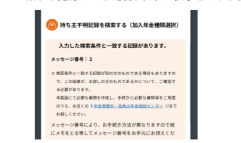


2 検索条件を入力する
ご自身(またはご家族)の氏名、生年月日、性別を入力します。



(注)旧姓だった頃の記録を調べるときは、旧姓を入力してください。

3 検索結果を確認する
一致する記録がある場合、以下が表示されます。



(注)この後、加入していた年金の種類など参考情報を入力したく画面が表示されますが、わからない場合は省略可能です。

5. 年金事務所などに相談

一致する記録がある場合は年金事務所などへご相談ください！

別の方の年金記録である場合もありますので、年金事務所窓口では、本人の年金記録であるかを確認したうえで記録を回復します。職員が当時の勤務先や住所などをお尋ねしますので、ご協力ください。

ご注意ください

- ✓身分証明書(マイナンバーカードなど)
- ✓検索結果画面の印刷、スクリーンショットなど(あるとスムーズです)
- ✓戸籍など(ご遺族が相談する場合は、亡くなった方との関係を証明できる書類が必要です)
- ✓ご本人またはご遺族からの委任状(代理人の場合のみ)

予約受付専用電話

0570-05-4890

※通話料金は通話料を別途お支払いください。

※予約受付専用電話では翌日以降の予約を受け付けています。当日の年金相談を希望する場合は、直接お近くの年金事務所にご相談ください。

050から始まる電話からおかけになる場合(東京)03-6631-7521

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせの詳細については裏面をご確認ください

「令和8年分 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象です。（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です）

社会保険料控除を申告（年末調整・確定申告）する場合、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（または領収証書）の添付等が義務づけられています。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができるため、電子送付を推奨しています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付の希望登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます。（電子送付の希望登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます）

日本年金機構は下記のスケジュールで「令和8年分 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を対象者に送付します。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和8年10月中旬から <u>10月下旬</u> にかけて順次
		郵送	令和8年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和8年10月1日から令和8年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方 (①の対象者は除きます。)	電子送付	令和9年 <u>1月下旬</u> から順次
		郵送	令和9年2月上旬



国民年金保険料を納付した時期によって、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付時期が異なります。

お客様から控除証明書の送付時期についてお問い合わせがあったときは注意が必要です！



次ページは、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するQ&Aです。
お客様からお問い合わせを受けた際にご活用ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するQ&A

	Q：質問	A：回答
1	「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」とは何ですか。	「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（以下「控除証明書」といいます。）は、令和8年中（令和8年1月1日から令和8年12月31日）に納付した国民年金保険料の納付額を証明する書類です。 国民年金保険料について社会保険料控除を申告する場合には、年末調整・確定申告の際にこの控除証明書や領収証書の添付等が義務づけられています。 ※令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合は、本証明書または領収証書の内容を記載した明細書で代用することができます（年末調整の際は代用できません）。 なお、確定申告については国税庁ホームページをご確認ください。
2	社会保険料控除とは何ですか。	社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険等）を納めたとき、または、配偶者やその他の親族の社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。 申告できる金額は、令和8年中に納めた社会保険料の金額です。
3	控除証明書はどのような人に送られますか。	令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方（被保険者ご本人宛て）にお送りします。
4	控除証明書はいつ受け取れるのですか。	国民年金保険料を納付した時期によって、以下のスケジュールで控除証明書をお送りします。 なお、電子データの送付対象の方には書面の郵送は行いません。 ①令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方 ・電子データ：令和8年10月中旬から10月下旬にかけて順次 ・書面（郵送）：令和8年10月下旬から11月上旬にかけて順次 ②令和8年10月1日から令和8年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方（※） ・電子データ：令和9年1月下旬から順次 ・書面（郵送）：令和9年2月上旬 ※令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方は除きます。
5	現在は被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）に加入していますが、過去の国民年金保険料を納付した場合、控除証明書は送られますか。	被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の加入者の方でも、令和8年中に国民年金保険料を一度でも納付した場合は、日本年金機構から国民年金保険料についての控除証明書をお送りします。 なお、被用者年金の保険料については、お勤め先で控除額を算出のうえ、市区町村や税務署に届出しますので、日本年金機構で被用者年金の保険料について控除証明書を作成し、その加入者の方にお送りすることはありません。
6	控除証明書は電子データで受け取れるのですか。	マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、控除証明書の電子送付の希望登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」に控除証明書の電子データが届きます。 登録が間に合わなかった場合は、「ねんきんネット」から再交付申請を行うことで受け取れます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」のお問い合わせ

（１）控除証明書相談チャット（24時間対応）

(<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>)

日本年金機構ホームページに、チャットボット（お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するサービス）を開設しています。

上記URLから「ねんきんチャットボット」へアクセスし、「被保険者の方」▶「控除証明書」を選択してください。

令和8年分への更新は令和8年10月上旬に行う予定です。

（２）日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>)

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の概要、証明書の見方やよくあるご質問（Q & A）等について、日本年金機構ホームページに掲載しています。

令和8年分への更新は令和8年10月上旬に行う予定です。

（３）ねんきん加入者ダイヤル（国民年金加入者向け）



◆ 電話番号

（ナビダイヤル） **0 5 7 0 - 0 0 3 - 0 0 4**

- ・ 全国一律の通話料金でご利用いただけます。
- ・ 通話料定額プランの対象外です。
- ・ 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- ・ 「0570」の前に市外局番を付けないでください。

0 5 0 から始まる電話でおかけになる場合 （東京） 0 3 - 6 6 3 0 - 2 5 2 5

◆ 受付時間

月～金曜日 **8 : 3 0 ～ 1 9 : 0 0**

第2土曜日※ **9 : 3 0 ～ 1 6 : 0 0**

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

また、本誌55～56ページの「広報の広場」に市区町村広報紙用の原稿を掲載しました。
市区町村広報紙を通じた地域住民の方への周知にご活用ください。

電子送付の登録方法について

年末調整や確定申告で使用する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、「ねんきんネット」で電子送付の希望登録を行うと、以下のメリットがあります。

- ・ 郵送より早く、マイナポータル上で電子データを受け取れます。
- ・ 受け取った電子データを利用するとe-Taxでの確定申告が簡単に行えます。
- ・ 一度登録すれば、毎年電子データで届きます。

この機会にぜひご利用ください。

（登録のタイミングによっては、翌年分からの反映となる場合があります。）

【ステップ1②の画面イメージ】



【マイナポータルからの登録方法】

マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ①マイナポータルにログイン
- ②マイナポータルトップ画面の「年金」を選択
- ③「通知書のペーパーレス化」を選択

⇒ねんきんネットに自動でログインします。

※ 本サービスの利用には、マイナポータルとねんきんネットの連携手続きが必要です。



【ステップ1③の画面イメージ】

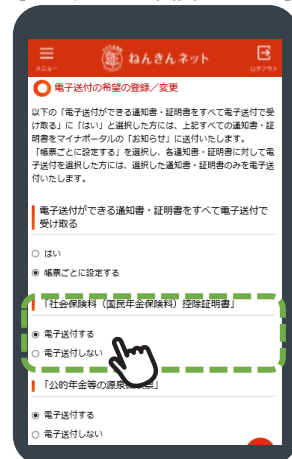


ねんきんネットで電子送付の希望登録

「電子送付の希望の登録/変更」画面で、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」欄の「電子送付する」を選択してください。

※ 電子送付の希望登録をした場合、郵送は停止されます。

【ステップ2の画面イメージ】



マイナポータルで電子データの受け取り

10月中旬から下旬頃に、当年分の控除証明書の電子データがマイナポータルの「お知らせ」に届きます。

e-Taxでの確定申告に利用

国税庁のホームページから「確定申告書等作成コーナー」を開き、e-Taxでの確定申告を行ってください。

マイナポータル連携を利用して、控除証明書の内容を簡単に取り込み、確定申告書に自動入力されます。



「確定申告書等作成コーナー」
はこちら



<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/smstp/top#bsctrl>

電子送付の登録方法等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

ねんきんネット 控除証明書 電子送付

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html



「令和9年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の電子申請サービスの開始と扶養親族等申告書の送付

令和9年分の扶養親族等申告書（以下「申告書」という）について、電子申請及び紙の申告書のお知らせと提出の受付を開始します。

＜税制改正に伴う変更点＞

税制改正に伴い、年金から所得税が源泉徴収される対象が変更となりました。併せて、**所得税の源泉徴収対象でない場合でも、「単身者の住民税の非課税限度額」以上の年金額である方は、申告書の提出対象**となりました。

○年金から所得税を源泉徴収する方の変更

老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が以下に該当する方。

	令和8年分	令和9年分
65歳未満の方	155万円以上	164万円 以上
65歳以上の方	205万円以上	214万円 以上
退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方	退職共済年金の年金額が127万円以上	退職共済年金の年金額が 137万円 以上

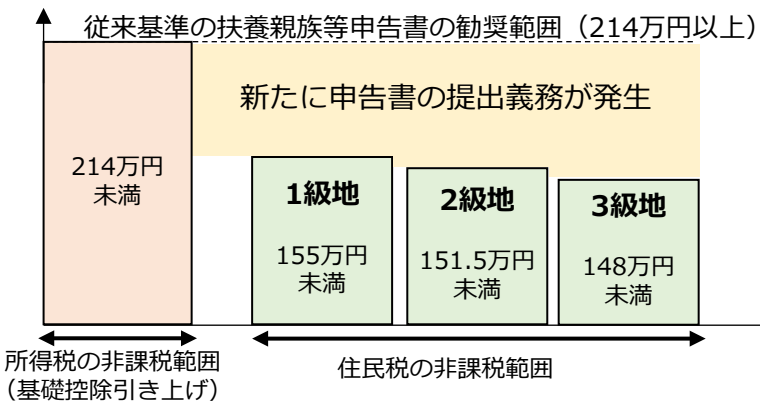
○新たに申告書の提出対象となる方

老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が、単身者の住民税の非課税限度額以上である方で、寡婦ひとり親や障害者に該当する、または、控除対象となる配偶者や親族を扶養している方。

＜非課税限度額＞

級地区分	65歳未満	65歳以上
1級地	105万円	155万円
2級地	101.5万円	151.5万円
3級地	98万円	148万円

＜65歳以上の方（世帯人数一人）の場合の所得税と住民税の課税対象範囲＞



<税制改正に伴う変更点>

○日本年金機構から申告書のお知らせを送付する対象者

単身者の住民税の非課税限度額は市区町村ごとに異なり、日本年金機構では市区町村ごとの基準額を捕捉することが困難であるため、上記の3級地の基準額である、**65歳未満の方98万円以上、65歳以上の方148万円以上の方**（退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方については、退職共済年金の支給額が70万円以上の方）**に令和9年分の申告書のお知らせをお送りします。**

日本年金機構から申告書のお知らせが送付された方であっても、お住いの市区町村の非課税限度額によっては住民税の課税対象外であり、申告書提出が必要でない方も含まれることにご留意ください。

○所得控除の対象となる配偶者の要件の変更

控除対象となる配偶者の所得の要件が一部変更となりました。

<改正前 配偶者控除等（源泉徴収時）の要件>

		配偶者所得		
		58万円以下	58万円超～95万円以下	95万円超
所得人	900万円以下	配偶者控除（70歳以上の場合は控除の加算あり） 障害者控除	配偶者特別控除	
	900万円超	障害者控除	控除対象外	



<改正後 配偶者控除等（源泉徴収時）の要件>

		配偶者所得		
		62万円以下	62万円超～95万円以下	95万円超
所得人	900万円以下	配偶者控除（70歳以上の場合は控除の加算あり） 障害者控除	配偶者特別控除	
	900万円超	障害者控除	控除対象外	

○所得控除の対象となる親族の要件の変更

配偶者以外の親族の控除対象となる所得の要件が年間所得の見積額「58万円以下」から「**62万円以下**」に引き上げられました。

<控除対象となる親族の所得要件>

年齢	区別	年間所得の見積額
16～18歳	—	58万円以下 ⇒ 62万円以下
19～22歳	特定扶養親族	58万円以下 ⇒ 62万円以下
	特定親族(※)	58万円超～85万円以下 ⇒ 62万円超～85万円以下
23～69歳	—	58万円以下 ⇒ 62万円以下
70歳以上	老人扶養親族	58万円以下 ⇒ 62万円以下

※所得金額が85万円超123万円以下である方は確定申告を行うことで特定親族特別控除が受けられます。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

<申告書の電子申請サービス>

令和9年分の申告書は、以下の日程以降、パソコンやスマートフォンで電子申請が可能です。対象によって、時期が異なることに注意してください。電子申請をすることで、紙の申告書を郵送する手間も切手代も不要であるため、ぜひご活用ください。

○ 令和9年分申告書の電子申請受付開始日

- ・ 所得税の源泉徴収対象となる方（65歳未満の方164万円以上、65歳以上の方214万円以上）

受付開始日： **令和8年9月3日（木）**

提出期限： **令和8年10月20日（火）**

- ・ 住民税の非課税限度額以上の年金額である方（65歳未満の方98万円以上～164万円未満、65歳以上の方148万円以上～214万円未満）

受付開始日： **令和8年10月2日（金）**

提出期限： **令和8年10月20日（火）**

○ 対象者へのお知らせ

- ・ マイナポータルとねんきんネットの認証連携を済ませており、申告書のお知らせ送付対象となる方には、上記の受付開始日から順次、マイナポータルにお知らせをお送りします。
- ・ 併せて、ねんきんネットIDを保有している方で、メールアドレスを登録してる方にはお知らせメールをお送りします。
- ・ 送付する紙の申告書に、電子申請を案内するリーフレットを同封します。

○ 電子申請の対象者

受給している老齢年金が上記の年金額に該当している方は電子申請により提出が可能です。

※ただし、ねんきんネットが利用できない旧法老齢年金の受給者の方、および、国外に居住する配偶者または扶養親族等を控除対象とする方を除きます。

○ 電子申請の利用条件

電子申請を利用するためには、以下の手続きを完了する必要があります。

- ・ マイナンバーカードの取得
- ・ マイナンバーカードに署名用電子証明書のパスワード（6桁～16桁）を設定
- ・ マイナアプリの利用登録（マイナポータルの利用者登録）
- ・ マイナポータルとねんきんネットの認証連携

（電子申請受付開始日前に手続きを行っていない方でも、上記の手続きを行った後であれば電子申請は利用可能です）

<紙の申告書の送付>

以下の日程で、順次、対象者宛てに令和9年分の紙の申告書を送付します。

○ 令和9年分申告書の申告書送付日

- ・ 所得税の源泉徴収対象となる方（65歳未満の方164万円以上、65歳以上の方214万円以上）
送付（差出）開始日： **令和8年9月7日（月）**
提出期限： **令和8年10月20日（火）**
- ・ 住民税の非課税限度額以上の年金額である方（65歳未満の方98万円以上～164万円未満、65歳以上の方148万円以上～214万円未満）
送付（差出）開始日： **令和8年10月5日（月）**
提出期限： **令和8年11月30日（月）**

○ 申告書のレイアウトの変更

税制改正により、所得要件が「58万円」⇒「62万円」に変更されることに伴い、申告書の所得額の記載が一部変更となっています。申告書のレイアウトは28～31ページをご覧ください。

○ 前年（令和8年）分の申告書を電子申請で提出した方へのお知らせ

前年分の申告書を電子申請で提出した方、または、事前にねんきんネットに申告書のペーパーレス化の登録をされている方には、**紙の申告書は送付せず、マイナポータル等へのお知らせに申告書のご案内をします。**

ただし、提出期限（令和8年10月20日（火））までに提出のない方には、11月にお知らせハガキを送付します。

○ 一定年齢以下の方へのお知らせ

年金受給者の生年月日が「昭和36年1月2日以降」（＝令和8年時点で65歳以下）である方には、**紙の申告書は送付せず、電子申請の利用方法を記載したリーフレットのみ**を送付し、電子申請による申告書の提出をご案内します。

ただし、提出期限（令和8年10月20日（火））までに提出のない方には、11月に紙の申告書を送付します。

<注意事項>

○ 日本年金機構から申告書のお知らせが送付された方でも、住民税が非課税対象である場合があります。

日本年金機構から申告書のお知らせが送付された方であっても、その方の老齢年金の金額が、お住いの市区町村の住民税の非課税限度額に満たない場合、申告書の提出は不要です。市区町村へ住民税に関するお問い合わせが想定されますので、適切なご案内をお願いします。

○ 年金受給者が年の途中で転居した場合の申告書の提出要否

受給者は申告書提出当時に居住していた市区町村の非課税限度額で申告書の提出要否を判断します。しかし、令和9年中に転居した場合、申告書提出当時は法令上申告書の提出義務はないものの、実際には住民税の課税対象となる場合があります。この場合、申告書を提出していないため、これまでと同様に、確定申告（又は市区町村への申告）等を行わないと、住民税において、配偶者等の控除が受けられなくなりますので、ご注意ください。

<注意事項>

○ 令和8年分の申告書を未提出である方への対応

令和8年9月以降にお送りする申告書は「令和9年分」であり、住民税に反映されるのは令和10年です。令和9年の住民税に申告内容を反映させるには、令和8年分の申告書の提出が必要です。令和9年分申告書の提出によって、令和9年の住民税の控除が受けられるわけではないことに注意してください。令和8年分申告書を未提出である者から相談があった場合、確定申告や住民税に係る市区町村への申告をご案内ください。

○ 日本年金機構から申告書のお知らせが送付されない方でも、紙の提出は可能です。

受給している老齢年金が一定金額に満たない方へは申告書のお知らせを送付していません。住民税等の関係で、申告書の提出を希望される場合は、日本年金機構ホームページから紙の申告書（手書き用）をダウンロードして、提出することが可能です（電子申請は利用できません）。

○ 電子申請により申告書を提出した方は、紙の提出は不要です。

電子申請により提出された方は、紙の申告書を別途提出する必要はありません。重複して提出された場合は、原則として電子申請の申告内容が反映されます。紙と電子申請で重複して提出しないよう、ご案内ください。

○ 電子申請には署名用電子証明書のパスワードが必要です。

マイナンバーカードへの署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）の設定方法等に関して市区町村へお問い合わせが想定されますので、必要な対応をお願いします。

<電子申請に関する問い合わせがあった場合>

日本年金機構ホームページには、申告書の電子申請の操作方法、説明動画、Q & A等を令和8年9月3日（木）から掲載します。お客様から電子申請に関するお問い合わせがあった際は、こちらをご案内ください。



日本年金機構ホームページ

「扶養親族等申告書はスマートフォン等で提出できます」

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html

<ご不明な点がある場合>

○ 相談チャット

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応しています。

○ お問い合わせダイヤル

相談チャットや日本年金機構ホームページで解決しない場合のお問い合わせは「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」で受付します。お近くの年金事務所と併せてご案内ください。

「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」

ナビダイヤル 0570-081-240

050から始まる電話の場合 (東京) 03-6837-9932

お問い合わせ時間

月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで)

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

最初にご覧ください

大切なお知らせ

税制改正により、扶養親族等申告書の提出対象が**住民税の課税対象者にも拡大**されました。
以下の図で提出が必要か判断のうえ、**令和9年分の扶養親族等申告書の提出**をお願いします。

(1) 受給している年金が所得税の源泉徴収対象^(※1)

または住民税の課税対象^(※2)となる金額ですか？

※1 受給している年金が65歳以上は年額**214万円以上**、65歳未満は年額**164万円以上**の方。
老齢基礎年金を受給し退職共済年金の年金額が137万円以上の方。

※2 「単身者の非課税限度額」以上の年金額である方。年金額が65歳以上は年額**148万円～155万円以上**、65歳未満は年額**98万円～105万円以上**で、金額はお住まいの市区町村ごとに異なります。詳しくは市区町村にお問い合わせいただくか、右の二次元コードから日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ
住民税の非課税限度額基準額について



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/fuyo.threshold.html>

条件に該当しない

上記の条件に該当する

(2) ご本人が障害者または 寡婦・ひとり親^(※3)に該当しますか？

※3 障害者、寡婦・ひとり親の要件については、4ページをご覧ください。

該当
する

該当しない

(3) 控除対象となる

配偶者または親族を扶養していますか？

- ・配偶者 : 年間所得見積額が**95万円以下**の方
- ・19歳～22歳の親族 : 年間所得見積額が**85万円以下**の方
- ・19歳～22歳以外の親族 : 年間所得見積額が**62万円以下**の方

確認のポイント 控除対象が更に拡大しました！
控除対象となる方の所得上限が引き上げられました。
配偶者または親族が新たに控除対象となる場合があります。
上記条件に該当する方を扶養しているか、改めてご確認ください。
詳しくは2ページをご覧ください。

扶養
している

扶養していない

(4) 扶養している配偶者または親族に 退職手当を受ける見込みの方^(※4)がいますか？

※4 **退職所得を除いた年間所得見積額**が、配偶者は**95万円以下**、配偶者以外の親族は**62万円以下**(19歳～22歳は85万円以下)の方に限ります。

いる

いない

提出が不要^(※5)

同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください。必要はありません。

※5 提出不要の方も、提出が必要な方と同様に、基礎控除を受けることができます。所得税の税率は5.105%です。

提出が必要

提出すると、受給している老齢年金から徴収される**所得税や翌年の個人住民税で該当する控除**が受けられます。
同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください。申告書をご提出ください。

※前年申告からの変更がない場合も、該当する控除を受けるには、**毎年提出が必要**です。

スマートフォン等による電子申請をご検討ください。

電子申請なら、切手代がかりません。ぜひご利用ください。

電子申請が可能な方には電子申請の案内を同封しています。

お問い合わせ先は4ページを参照

日本年金機構
Japan Pension Service

税制改正の内容

1. 控除対象となる配偶者の要件

控除対象となる配偶者の所得の要件が一部変更となりました。

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)で、年間所得の見積額が以下に該当する方が対象です。

配偶者の収入が「年金のみで65歳以上の場合172万円以下、または65歳未満の場合122万円以下の年金額」の場合は配偶者の所得は「62万円以下」に該当します。

<改正前 配偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		配偶者所得		
		58万円以下	58万円超～95万円以下	95万円超
所得人	900万円以下	配偶者控除(70歳以上の場合には控除額の加算あり)、障害者控除	配偶者特別控除(※1)	
	900万円超	障害者控除(※2、3)	控除対象外(※3)	

<改正後 配偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		配偶者所得		
		62万円以下	62万円超～95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除(70歳以上の場合には控除額の加算あり) 障害者控除	配偶者特別控除(※1)	
	900万円超	障害者控除(※2、3)	控除対象外(※3)	

- ※1 配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。
- ※2 配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。
- ※3 源泉徴収時に控除の対象とならない場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には確定申告を行うことで、配偶者(特別)控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。

2. 扶養親族の要件

扶養親族の所得の要件が年間所得の見積額「58万円以下」から「62万円以下」に引き上げられました。

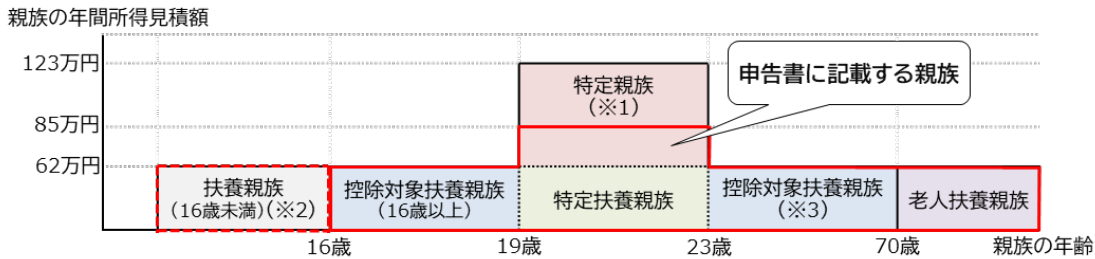
扶養親族とは受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、年間所得の見積額が62万円以下の方です。

3. 19歳～22歳の配偶者以外の親族の要件

受給者本人と生計を一にする年齢19歳～22歳(※1)の親族(配偶者を除きます)で、年間所得の見積額が「62万円超～85万円以下」(※2)の親族は、「源泉控除対象親族」として、源泉徴収の際に控除を受けることができます。

- ※1 平成17年1月2日から平成21年1月1日までに生まれた方
- ※2 年間所得の見積額が62万円以下の場合は、上記2の扶養親族に該当します。また、年間所得の見積額が62万円を超える場合は、障害者に該当しても障害者控除の対象となりません。

<扶養親族等申告書に記載する配偶者以外の親族の範囲>



- ※1 特定親族の所得金額が85万円超123万円以下の場合は、確定申告を行うことで特定親族特別控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。
- ※2 16歳未満の扶養親族は所得税控除の対象外ですが、障害者に該当する場合は扶養親族等申告書に記載することで障害者控除を受けることができます。
- ※3 30歳以上70歳未満の国外居住(非居住者)の親族については、別途条件があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。**複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算し、その金額を合計した額が所得金額となります。**公的年金、給与以外の所得の計算方法等、詳しくは国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。

1. 公的年金等の計算方法

「その年に受け取る年金額(A)」-「公的年金等控除額」=「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。「公的年金等控除額」は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和38年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
65歳未満 (昭和38年1月2日以後生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります(年金額が410万円を超える場合や、公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合の計算式は『日本年金機構ホームページ』等をご確認ください)。

2. 給与の計算方法

(1) 給与所得の金額

給与所得の金額は、下表のように給与の収入金額に応じて計算方法が異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得の金額	給与の収入金額(B)	給与所得の金額
74万1千円未満	0円	220万円以上 360万円未満	$((B) \div 4^{(※)}) \times 2.8 - 8万円$
74万1千円以上 219万1千円未満	$(B) - 74万円$	360万円以上 660万円未満	$((B) \div 4^{(※)}) \times 3.2 - 44万円$
219万1千円以上 219万3千円未満	145万1千円	660万円以上 850万円未満	$(B) \times 90\% - 110万円$
219万3千円以上 219万6千円未満	145万3千円	850万円以上	$(B) - 195万円$
219万6千円以上 220万円未満	145万6千円		

税制改正により、一部変更されました。 ※千円未満切り捨て

(2) 所得金額調整控除額

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

① 公的年金等にかかる雑所得の金額と給与所得控除後の給与等の金額がありその合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額 = 公的年金等に係る雑所得の金額^(※) + 給与所得控除後の給与等の金額^(※) - 10万円
※10万円を超える場合は10万円
(公的年金等に係る雑所得の金額は、下記「3. 年金収入と給与収入がある場合」の規定の適用がないものとして計算した金額。)

② 給与収入が850万円を超え、本人が特別障害者に該当する等、一定の条件に該当する場合
詳しい条件や控除額の計算方法は日本年金機構ホームページ等をご覧ください。

3. 年金収入と給与収入がある場合

公的年金等の収入と給与等の収入があり、上記で計算した公的年金等控除額と給与所得控除額の合計額が280万円を超える場合には、その超える部分の金額を公的年金等控除額から控除します。

その他の用語等の説明(概要)

●「普通障害者」・「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます(障害年金の等級とは一致しません)。代表的な例は次のとおりです。その他については『日本年金機構ホームページ』をご覧ください。か、年金事務所または税務署にお問い合わせください。

障害の内容	1.普通障害者	2.特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

●「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、右図の条件に該当する方(※1)です。

本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	控除の区分
500万円以下(※2)	男性	子(※3)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子(※3)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

※1 住民票の続柄欄に「夫(未届)」・「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

※2 500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、**退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。**その場合は「地方税控除のみ」(電子申請では「退職所得を除くと該当」)を選択してください。

※3 他の方と生計を一にする配偶者(所得額62万円以下に限る)、扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額**62万円以下**の子に限り(税制改正により、「所得額58万円以下」から「所得額62万円以下」へ引き上げられました)。子に62万円を超える所得がある場合は所得税の控除対象になりませんが、**退職所得を除くと62万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。**その場合は「地方税控除のみ」(電子申請では「退職所得を除くと該当」)を選択してください。

国外にお住まい(非居住者)の配偶者・親族がいる場合

国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方を控除対象として申告する場合、一定の要件があり、**『親族関係書類』(※)を添付して提出することが必要**です(電子申請は利用できません)。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。

なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

① 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または親族の旅券の写し

② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者または親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り)

・旅券の写しについては、国外にお住まいの方の氏名、生年月日等が記載されている身分事項のページの写しが必要です。

・外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類は、具体的には、「戸籍謄本その他これに類する書類」「出生証明書」「婚姻証明書」等が該当します。

また、留学により国内に住所を有しなくなった親族(配偶者を除く)を申告する場合は、上記の親族関係書類に加え、現地の査証(ビザ)または在留カードの写しで、対象の方が留学の在留資格に相当する資格をもって国外に在留することにより国内に住所および居所を有しなかった旨を証する書類を添付してください(これらのものが外国語で作成されている場合は、これらの翻訳文も必要です)。

お問い合わせ先

1.『扶養親族等申告書相談チャット』

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>



2.『日本年金機構ホームページ』

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html



3.日本年金機構ホームページ等で解決できないご照会はお電話でも承ります。

『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』 0570-081-240(ナビダイヤル)

※お問い合わせの際は、基礎年金番号、照会番号、個人番号がわかるものをご用意ください。

※050から始まる電話等ナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は **(東京)03-6837-9932**

受付時間:月曜日※1 8:30~19:00 ※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日初日に19:00まで受け付けます。

火~金曜日 8:30~17:15 ※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。

第2土曜日※2 9:30~16:00

・「ナビダイヤル」は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。

・携帯電話等、一般固定電話以外からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。なお、通話料定額プランの対象外です。

・「03-6837-9932」におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付たりして間違い電話になるケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

4

September2026 <Vol.102>

27

令和9年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

0

ア

前年から「変更なし」で申告します。
提出年月日および④受給者欄にご本人の氏名、電話番号を
記入し、ご提出ください。他の項目はご記入不要です。

イ

前年から「変更あり」で申告します。
「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も
含め、該当項目をご確認ください。

機構事務処理用

QR

提出期限

令和8年10月20日

※令和9年分扶養親族等申告書をスマートフォン等で電子申請により
提出した場合は、**本用紙の提出は不要**です。

99999 99999 9999

99999 99999 99999

提出年月日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---

A 受給者

フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	
電話番号	
生年月日	昭和33年11月30日

下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。

① 本人障害	1.普通障害 2.特別障害
② 寡婦等 本人の年間所得見積額 500万円以下	1.寡婦 (子がいない女性の方) 2.ひとり親 (子がいる方)
退職所得があり 退職所得を除いた 所得で要件に該当	地方税(個人住民税)控除のみ 4.寡婦 5.ひとり親
③ 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。

B 控除対象となる配偶者

④ 源泉控除対象配偶者または 障害者に該当する同一生計配偶者	⑤ 配偶者の区分	機構 使用欄	⑥ 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要
フリガナ ネンキン ハナコ	配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 172万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 122万円以下の方	○	1.普通障害 2.特別障害
氏名 年金 花子	上記以外の場合 年間所得の見積額を計算し、右の欄に ご記入ください(収入がない方はゼロ を記入)。		⑦ 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
続柄 1.夫 2.妻	退職所得がある方は、右の欄に○をした うえで、上記金額から退職所得を除いた 金額をご記入ください(退職所得がない 方は記入不要です)。		1.同居 2.別居
生年月日 1.明 3.大 5.昭 7.平 年 月 日 33 5 3	退職所得あり	万円	⑧ 配偶者老人区分 2.老人 配偶者の所得見積額が62万円 以下かつ70歳以上の場合に該当
個人番号 (マイナンバー) 収録済 * * * * *		万円	

C 扶養親族等（3人目以降は裏面にご記入ください）

⑨ 源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	⑩ 続柄	生年月日	障 害 該当なしの 場合は 記入不要	⑪ 同居等の区分	⑫ 年間所得の見積額
フリガナ ネンキン イチロウ	3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日 7 6 11	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	19歳～22歳は85万円、それ以外は62万円 を超える場合、控除額計算の対象外です。
氏名 年金 一郎	④ 子 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日 9 4 12	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 5.年38万円 以上送金 4.障害者	62万円以下 62万円超～85万円以下 85万円超 退職所得を除いた金額が 62万円以下 退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
フリガナ ネンキン ジロウ	3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日 9 4 12	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 5.年38万円 以上送金 4.障害者	62万円以下 62万円超～85万円以下 85万円超 退職所得を除いた金額が 62万円以下 退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
氏名 年金 次郎	④ 子 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日 9 4 12	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 5.年38万円 以上送金 4.障害者	62万円以下 62万円超～85万円以下 85万円超 退職所得を除いた金額が 62万円以下 退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
個人番号 (マイナンバー) 未収録					

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

2609 1034 001

裏面

C 扶養親族等（続き）

9	源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	続柄	10 特定・老人の種別	11 障害 障害なしの 場合は 記入不要	12 同居等の区分	13 年間所得の見積額 19歳～22歳は85万円、それ以外は62万円 を超える場合、控除額計算の対象外です。
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住 国内居住の場合は記入不要	62万円以下 62万円超～85万円以下 85万円超
氏名		4 孫		2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上	退職所得を除いた金額が 62万円以下 退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母			3.留学	
氏名		6 兄弟姉妹			4.障害者	
フリガナ		7 その他			5.年38万円 以上送金	
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人			
フリガナ		9 三親等以内				
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住 国内居住の場合は記入不要	62万円以下 62万円超～85万円以下 85万円超
氏名		4 孫		2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上	退職所得を除いた金額が 62万円以下 退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母			3.留学	
氏名		6 兄弟姉妹			4.障害者	
フリガナ		7 その他			5.年38万円 以上送金	
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人			
フリガナ		9 三親等以内				
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住 国内居住の場合は記入不要	62万円以下 62万円超～85万円以下 85万円超
氏名		4 孫		2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上	退職所得を除いた金額が 62万円以下 退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母			3.留学	
氏名		6 兄弟姉妹			4.障害者	
フリガナ		7 その他			5.年38万円 以上送金	
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人			
フリガナ		9 三親等以内				
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住 国内居住の場合は記入不要	62万円以下 62万円超～85万円以下 85万円超
氏名		4 孫		2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上	退職所得を除いた金額が 62万円以下 退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母			3.留学	
氏名		6 兄弟姉妹			4.障害者	
フリガナ		7 その他			5.年38万円 以上送金	
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人			
フリガナ		9 三親等以内				

D 摘要欄

14 摘要	
-------	--

〒XXX-XXXX

杉並区 高井戸西 x-〇〇-△△

年金 太郎 様

QR

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3
および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者
の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

年金の支払者 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

令和 9 年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

 前年から「変更なし」で申告します。
提出年月日および㊤受給者欄にご本人の氏名、電話番号を
記入し、ご提出ください。他の項目はご記入不要です。

 前年から「**変更あり**」で申告します。
「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

※作成時点で、年金額が住民税の課税対象となり得る金額以上の方へお送りしています。

機構事務処理用

QR

提出期限

令和8年11月30日

※令和9年分扶養親族等申告書をスマートフォン等で電子申請により提出した場合は、**本用紙の提出は不要**です。

99999	99999	9999
-------	-------	------

99999 99999 99999

提出年月日 令和 年 月 日

A 受給者

下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。

フリガナ		ネンキン タロウ	
氏 名			
電話番号			
生年月日	昭和33年11月30日		

1 本人障害	1. 普通障害	2. 特別障害
2 寡婦等 本人の年間所得見積額 500万円以下	1. 寡婦 (子がいない女性の方)	2. ひとり親 (子がいる方)
退職所得があり 退職所得を除いた 所得で要件に該当	地方税(個人住民税)控除のみ	
	4. 寡婦	5. ひとり親
3 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。	

B 控除対象となる配偶者

4	源泉控除対象配偶者または 障害者に該当する同一生計配偶者						5	配偶者の区分		機構 使用欄		6	配偶者障害 該当なしの場合は記入不要	
フリガナ	ネンキン		ハナコ		○ 配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 172万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 122万円以下の方								1.普通 障害 2.特別 障害	
氏名	年金		花子										7 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	
続柄	1.夫 2.妻										上記以外の場合		1.同居 2.別居	
生年月日	1.明 3.大 5.昭 7.平										年間所得の見積額を計算し、右の欄にご記入ください(収入がない方はゼロを記入)。		万円	
	年 月 日				退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください(退職所得がない方は記入不要です。)		退職所得あり ↓ 万円							
個人番号 (マイナンバー)	収税済	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	8 配偶者老人区分 2.老人 配偶者の所得見積額が62万円以下かつ70歳以上の場合に該当	

C 扶養親族等（3人目以降は裏面にご記入ください）

9	源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※			続柄	10	生年月日 特定・老人の種別	障害 障害者の 種別 記入不要	同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	年間所得の見積額 15歳～22歳は85万円、それ以外は62万円 を超える場合、控除額計算の対象外です。
フリガナ	ネンキン	イチロウ	3子 4孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	年 月 日	7 6 11	1.普通 障害	1.同居 2.別居	62万円以下 62万円超～85万円以下 85万円超
氏名	年金	一郎	5.父母祖父母 6.兄弟姉妹 7.その他 8.甥姪等 9.三親等以内	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	年 月 日	7 6 11	2.特別 障害	国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 5.年38万円 以上送金 4.障害者	退職所得 がある方 退職所得を除いた金額が 62万円以下 退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
フリガナ	ネンキン	ジロウ	3子 4孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	年 月 日	9 4 12	1.普通 障害	1.同居 2.別居	62万円以下 62万円超～85万円以下 85万円超
氏名	年金	次郎	5.父母祖父母 6.兄弟姉妹 7.その他 8.甥姪等 9.三親等以内	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	年 月 日	9 4 12	2.特別 障害	国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 5.年38万円 以上送金 4.障害者	退職所得 がある方 退職所得を除いた金額が 62万円以下 退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
フリガナ	ネンキン	ジロウ	3子 4孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	年 月 日	9 4 12	1.普通 障害	1.同居 2.別居	62万円以下 62万円超～85万円以下 85万円超
氏名	年金	次郎	5.父母祖父母 6.兄弟姉妹 7.その他 8.甥姪等 9.三親等以内	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	年 月 日	9 4 12	2.特別 障害	国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 5.年38万円 以上送金 4.障害者	退職所得 がある方 退職所得を除いた金額が 62万円以下 退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

2610 1034 002

C 扶養親族等（続き）

D 摘要欄

September2026 <Vol.102>

年金生活者支援給付金請求書（はがき型）の送付

令和8年度に新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる方へ、令和8年9月1日（火）から、順次はがき型の請求書をお送りしています。

お問い合わせがあった際には、必要事項をご記入のうえ、提出いただくようご案内をお願いいたします。送付物およびスケジュール等は下記をご確認ください。

送付物およびスケジュール等

【送付日】 9月1日、9月8日、9月14日

【提出期限】 9月30日

【送付物】 年金生活者支援給付金請求書（はがき型）、目隠しシール
リーフレット（年金生活者支援給付金案内、電子申請の2種類）

※ はがき型の請求書が届いた方は、電子申請でのお手続きもご利用いただけます。

※ 電子申請については、同封しているリーフレットをご参照ください。

※ 年金生活者支援給付金請求書（はがき型）と同封リーフレットのレイアウトについては、次ページをご覧ください。

※ 所得情報等が確認できない方には、9月14日にA4様式の請求書と所得状況届を送付します。

留意事項

- 提出期限を過ぎてもお手続きは可能ですので、提出いただくようご案内ください。
- 日本年金機構へ令和9年1月4日（月）までに届いた場合、令和8年10月分に遡って年金生活者支援給付金をお受け取りいただけますが、令和9年1月5日（火）以降に届いた場合は、請求書を日本年金機構で受け付けた月の翌月分からとなります。
年末年始は郵便事情により、上記期限までに日本年金機構へ届かない場合がありますので、お早めに請求していただくよう併せてご案内をお願いいたします。

日本年金機構ホームページ（年金生活者支援給付金）

日本年金機構ホームページでは、年金生活者支援給付金の制度や手続きのご案内、よくある質問等を掲載しています。ぜひご活用ください。

（日本年金機構ホームページ：年金生活者支援給付金）

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/sonota-kyufu/shienkyufukin/20190805.html>

年金生活者支援給付金請求書（はがき型）

年金生活者支援給付金請求書						
年金生活者支援給付金を請求します。					提出日	令和 年 月 日
氏 名	(フリガナ)	電話番号				
基礎年金番号		生年月日		種別コード		

※ 上記の太枠内を必ずご記入ください。

- 請求書の記入方法などについては、同封のリーフレットをご覧ください。
- 氏名・電話番号・提出日欄を記入後、同封の目隠しシールをこの面にお貼りください。

切り離してご提出ください

はがき型の請求書が届いた方は、
「氏名」「電話番号」「提出日」の
3か所の記載でお受け取りいただけます。

お手続きは簡単です！「年金生活者支援給付金請求書」の提出をお願いします！

(令和8年度版)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

この案内は年金生活者支援給付金を受け取ることができる方にお送りしています！
同封のはがきに記載の提出期限までに届くよう投函してください。

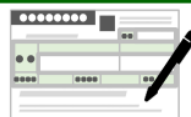


令和9年1月4日までに届いた場合、さかのぼって令和8年10月分から受け取ることができます。はがきに記載の提出期限を過ぎても、お手続きは可能ですが、令和9年1月4日までに届かなかった場合、請求した月の翌月分からとなりますので、お早めに投函してください。

手続きの流れ

① 請求書の記入

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を切り取り線に沿って切り離し、「氏名・電話番号・提出日」を記入してください。



② 請求書を郵便ポストに投函

目隠しシールと切手を貼り、差出人欄を記入したうえで、はがきに記載された提出期限までに届くよう投函してください。



③ 通知書で振込額などを確認

年金生活者支援給付金（以下「給付金」といいます。）の支給要件を満たしている方には、支給決定通知書および振込通知書が届きます。

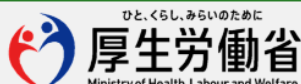
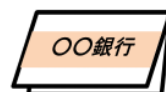
※ 振込通知書は初回振込月の上旬に届きます。



④ 給付金の受け取り

年金と同じ口座に給付金が振り込まれます。

※ 原則、偶数月の15日にその前月までの2カ月分の給付金が、年金とは別に振り込まれます。詳細は振込通知書をご覧ください。



2609 1018 035

はがき（年金生活者支援給付金請求書）の記入方法

年金生活者支援給付金請求書

年金生活者支援給付金を請求します。

氏名 給付金 太郎

基礎年金番号

生年月日

コード

※上記の本枠内を必ずご記入ください。

○請求書の記入方法などについては、同封のリーフレットをご覧ください。

○氏名・電話番号・提出日欄を記入後、同封の目隠しシールをこの面にお貼りください。

- ① 請求書を切り取り線に沿って、切り離してください。
 - ② 下記⑦～⑩をすべてご記入ください。
 - ⑦ はがきのあて名に記載された氏名をご記入ください。
 - ⑧ 日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。
 - ⑨ 提出する日付をご記入ください。
 - ③ 同封の目隠しシールを請求書面にお貼りください。
 - ④ 切手を貼り、差出人欄を記入したうえで、郵便ポストに投函してください。
- ※ はがき（年金生活者支援給付金請求書）は折り曲げたり、目隠しシール以外のシールなどを貼ったりしないでください。

給付金種別が「老齢」の方

支給要件

以下の①～③をすべて満たしている方が受け取れます。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金※1を受けている
- ② 請求者本人を含む世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 令和7年の年金収入金額とその他の所得の合計が以下のとおりである※2

昭和31年4月2日以後生まれの方		昭和31年4月1日以前生まれの方	
826,500円以下	826,500円を超え 926,500円以下	824,100円以下	824,100円を超え 924,100円以下
老齢年金生活者 支援給付金	補足的な老齢年金 生活者支援給付金	老齢年金生活者 支援給付金	補足的な老齢年金 生活者支援給付金

※1 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※2 障害年金・遺族年金などの非課税収入は含まれません。

給付額

- 老齢年金生活者支援給付金（以下の①、②の合計額となります。）

- ① 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝ 5,620円 × 保険料納付済期間 / 480月
 - ② 保険料免除期間に基づく額（月額）＝ 11,768円※ × 保険料免除期間 / 480月
- ※ 老齢基礎年金額の改定に応じて変動します。

昭和31年4月2日以後生まれの方

保険料全額免除・3/4免除・1/2免除期間 ⇒ 11,768円
保険料1/4免除期間 ⇒ 5,884円

昭和31年4月1日以前生まれの方

保険料全額免除・3/4免除・1/2免除期間 ⇒ 11,734円
保険料1/4免除期間 ⇒ 5,867円

- 補足的な老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間に基づく額（月額）に調整支給率を乗じて得た金額となります。

5,620円 × 保険料納付済期間 / 480月 × 調整支給率※

※ ・昭和31年4月2日以後生まれの方

（926,500円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷100,000円

・昭和31年4月1日以前生まれの方

（924,100円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷100,000円

リーフレットに記載されている給付額などは令和8年8月時点のものです。
支給要件や給付額などの詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

給付金種別が「障害」の方

支給要件

以下の①、②をすべて満たしている方が受け取れます。

- ① 障害基礎年金※¹を受けている
- ② 令和7年の所得※²が「4,918,000円＋扶養親族の数×38万円※³」以下である
 - ※¹ 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
 - ※² 障害年金などの非課税収入は含まれません。
 - ※³ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円です。

給付額

・障害等級が1級の方： **7,025円（月額）** ・障害等級が2級の方： **5,620円（月額）**

給付金種別が「遺族」の方

支給要件

以下の①、②をすべて満たしている方が受け取れます。

- ① 遺族基礎年金を受けている
- ② 令和7年の所得※¹が「4,918,000円＋扶養親族の数×38万円※²」以下である
 - ※¹ 遺族年金などの非課税収入は含まれません。
 - ※² 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円です。

給付額

5,620円（月額）

2人以上の子が遺族基礎年金を受け取っている場合、子の人数で割った金額がそれぞれに振り込まれます。

留意事項

○ 添付書類について

市町村から提供を受ける所得情報等により、給付金の支給要件を満たしているか判定しますので、原則、添付書類は必要ありません。

- ※ 所得情報等を確認できない場合など、添付書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。

○ 給付金の支給要件を満たさなくなった場合

支給要件を満たさなくなった場合、給付金は受け取れません。

その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

○ 給付額の改定

給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）が行われます。

給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」をお送りします。

○ 届出が必要な場合

以下の①～③のいずれかに該当した場合、給付金は受け取れません。

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 年金が全額支給停止のとき
- ③ 刑事施設等に拘禁されているとき

上記①または③に該当した場合、届出が必要です。4ページの『給付金専用ダイヤル』にご相談ください。

電子申請でのお手続き

給付金の請求手続きは、電子申請がご利用いただけます。
スマートフォンとマイナンバーカードで簡単にお手続きできますので、ぜひご利用ください。詳しくは、同封のリーフレットをご確認ください。



相談チャットなどでのお問い合わせ

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「年金生活者支援給付金相談チャット」を開設しています。

(ねんきんチャットボット)

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>



- 年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種お手続きなどについて、「日本年金機構ホームページ」でもご案内しています。

(年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種お手続き等について)

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shienkyufukin-sougou.html>



年金生活者支援給付金の一般的なお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ



0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。

ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号からおかけになる場合 (東京) **03-5539-2216**

受付時間	月 曜 日※1	8:30～19:00
	火～金曜日	8:30～17:15
	第2土曜日※2	9:30～16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、お手元にはがき（年金生活者支援給付金請求書）をご用意ください。

<おかけ間違いにご注意ください>

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。

<代理の方がおかけになる場合>

- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。○マイナンバーでのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書などが届いた直後から5日間程度

年金生活者支援給付金の請求手続きは スマートフォンによる電子申請をご利用ください！

簡単 **3** ステップで申請完了！



このリーフレットは、電子申請をご利用可能な方に送付しています。

- 年金生活者支援給付金の請求を電子申請で行った場合、紙の年金生活者支援給付金請求書の提出は不要です。
- 申請画面に提出期限を掲載しています。事前にご確認の上、提出期限までに申請を行ってください。
- 画面イメージは令和7年10月時点のものです。実際の画面と異なる場合がありますので、ご了承ください。

事前に準備するもの

スマートフォン
またはパソコン等（※）



※ パソコンまたはタブレットを使用する場合、マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタが必要です。

マイナンバーカード



マイナンバーカードの
パスワード（2種類）

① 利用者証明用
電子証明書パスワード
（数字4桁）

1	2	3	4
---	---	---	---

② 署名用
電子証明書パスワード
（英数字6桁～16桁）

ABC123

マイナポータルアプリ



iPhoneは「App Store」、Android端末は「Google Play」から、「マイナポータル」アプリをインストール

2604 1018 038

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

⚠ 注意事項

ねんきんネット内の届書作成時に、エラーとなる主な原因は以下のとおりです。ご注意ください。

- ・ ページを開いたまま一定時間経過した場合
- ・ ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタンにより操作した場合や画面を指でなぞって前画面に戻る場合
- ・ 別画面でねんきんネットの画面表示を行った場合
- ・ 届書作成中にマイナポータルまたはねんきんネットのメンテナンス時間となった場合

「ページを表示できません」と表示された場合、ねんきんネット画面上の「ログアウトして、再度ログイン」ボタンを押し、再度ねんきんネットにログインする必要があります。

ステップ1 電子申請をはじめる前に

すでに設定済みの場合は、**ステップ2**へ。

1 マイナポータルの利用者登録

- ・ マイナポータルアプリのインストールが必須。
- ・ 利用者登録完了に約2営業日かかります。

- ① マイナポータルのトップ画面の **ログイン** をタップします。
- ② マイナンバーカードの受け取り時に設定したパスワード（数字4桁）を入力します。
- ③ スマートフォンの背面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。
- ④ 「利用者登録へ進む」をタップします。
- ⑤ 画面の案内に従い入力・選択します。

マイナポータルはこちらから ▶
<https://myna.go.jp>



2 マイナポータルとねんきんネットの連携

- ・ ねんきんネットと連携可能な時間は8:00～23:00（土日祝日除く）です。
- ・ 上記以外の時間帯に連携した場合、翌営業日に連携されます。

- ① マイナポータルにログインし、ホームタブ「おかね」から「年金」をタップします。
- ② 「ねんきんネットとの連携」にある「連携をはじめる」をタップします。
- ③ ねんきんネットとの連携についての説明を確認し、**連携** をタップします。



ステップ2 手順に沿って入力

1 マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログインし、ホームタブ「おかね」から「年金」をタップします。
- ② 「老齢年金の受給」欄にある「老齢年金の受け取り開始」をタップします。



2 基本情報の確認

- ① 画面に表示される請求者の基本情報（基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等）に誤りがないかを確認します。また、電話番号を入力します。

- 申請内容について確認させていただくことがあるため、日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。

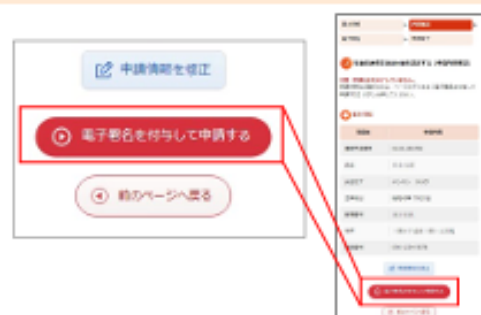
- ② 内容の確認・入力後、**次へ** をタップします。



3 内容確認

- ① 「年金生活者支援給付金を請求する」（申請内容確認）が表示されたら、誤りがないか確認します。

- ② 内容に誤りがない場合、**電子署名を付与して申請する** をタップします。



ステップ3 電子署名の付与

- ① **電子署名を付与する** をタップし、自身で設定した署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）を入力します。

- ② 画面の表示に従い、スマートフォンの背面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。

- パソコンまたはタブレットから申請する場合は、電子署名の付与時の二次元コードの認証には対応しておりません。マイナンバーカードに対応したICカードリーダーが必要で



年金生活者支援給付金の申請完了！

- マイナンバーカードの読み取りが完了し、「年金生活者支援給付金を請求する（申請完了）」の画面が表示されたら、申請は完了です。

- **電子申請した届書の処理状況の確認方法** は4ページをご覧ください。



- 年金生活者支援給付金請求書の審査結果（該当または不該当）は、受付日から約1～2カ月後に郵送でお知らせしますので、お待ちください。
- 支給要件を満たしている場合、上記のお知らせがお手元に届いた月または翌月の15日（15日が土日または祝日の時は、その直前の平日）から、年金生活者支援給付金の受け取りが開始となります。

電子申請した届書の処理状況の確認方法

電子申請により提出した年金生活者支援給付金請求書の処理状況は、マイナポータルから以下の方法で確認することができます。

「やること」のページに届書が表示されている場合、受付済みですので、再度ご提出いただく必要はありません。

- ① マイナポータルにログインし、ホームタブ下の「やること」をタップします。
- ② 受付済みの手続きの一覧が表示されるため、確認したい届書をタップします。



ご不明な点等は日本年金機構のホームページをご覧ください

◆ 特設ページから確認する

以下の二次元コードまたはURLから、日本年金機構のホームページ内の特設ページにアクセスできます。「年金生活者支援給付金請求書」を選択し、「手続き」のリンクから、申請手順について詳細な内容を確認できます。また、よくあるお問い合わせに関するQ&Aも掲載していますので、あわせてご利用ください。申請手順について説明動画も掲載しています。

老齢年金 支援給付金 電子申請

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_shohenkou.html



◆ 相談チャットから確認する

よくあるお問い合わせに自動でお答えする「相談チャット」が24時間いつでも対応しています。日本年金機構のホームページのトップ画面「ねんきんチャットボット」からご利用ください。

市区町村における多言語通訳サービスの利用について

市区町村職員の皆様が国民年金業務にかかる相談で、窓口に来訪された外国人のお客様に対応する際、日本年金機構が提供する電話による多言語通訳サービスをご利用いただけます。

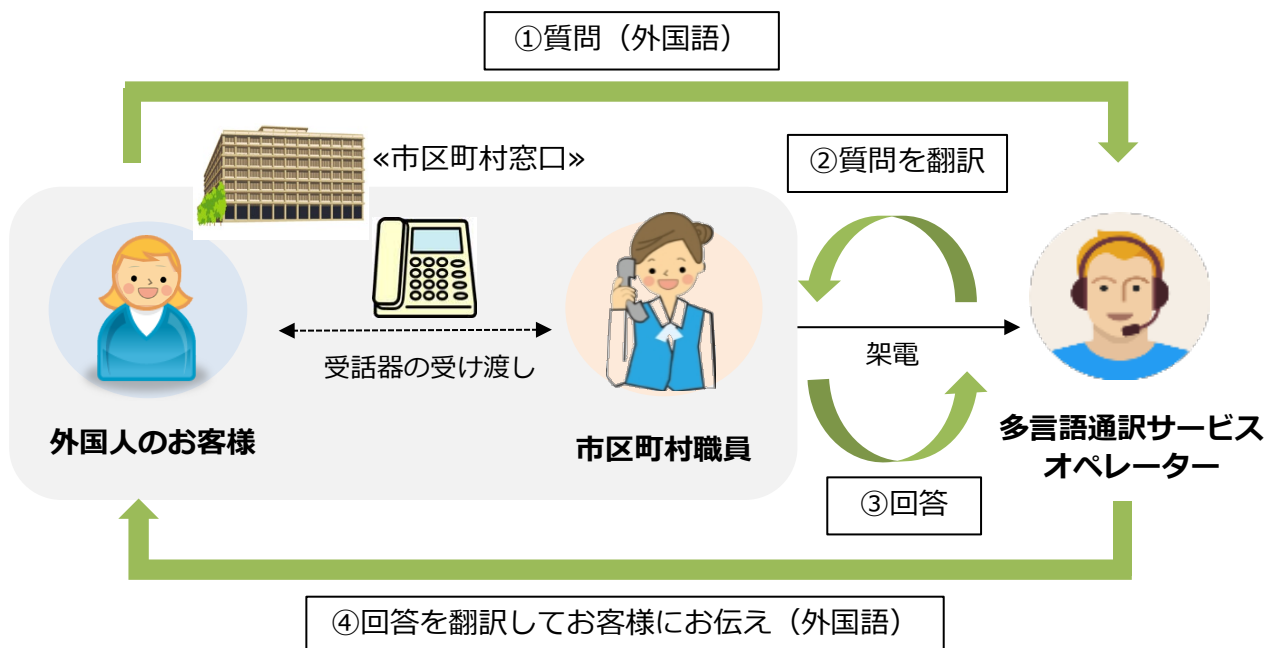
【多言語通訳サービスについて】

対応言語	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ミャンマー語
利用時間	【英語のみ】 月曜日（週の第1営業日） 8：30～19：00 火曜日から金曜日 8：30～17：15 第2土曜日 9：30～16：00 ※第2土曜日以外の土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。 【英語以外】 月曜日から金曜日 8：30～17：15 ※土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
利用申込方法	多言語通訳サービスの利用を希望される場合は、管轄の年金事務所の国民年金課へご連絡ください。

【通訳サービス利用イメージ】

市区町村職員から日本年金機構が提供する多言語通訳サービスの専用電話番号※に架電し、音声ガイダンスから外国人のお客様が希望する言語を選択してください。

※専用電話番号や詳しい利用方法は、利用申込後に管轄の年金事務所からお知らせします。



令和8年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰

令和8年8月28日（金）に令和8年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰が行われました。市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰は、国民年金事業に対する功績が特に顕著であって、他の模範と認められる市区町村に対し、その功績を称え労苦に報いるとともに、国民年金事業の発展に寄与することを目的として実施されています。

今年度の被表彰者は、千葉県柏市、埼玉県新座市、静岡県伊豆市、広島県神石郡神石高原町、鹿児島県南さつま市です。

表彰式では、神谷政務官より「5市町におかれては、国民年金事業の運営にそれぞれ創意工夫をこらし、所管の年金事務所とも連携しつつ、保険料免除などの対象となる方や外国人住民へ対する確かな手続の案内や制度の周知広報に先駆的に取り組んでいただきました。」と祝辞を賜りました。

また、市区町村を代表して、南さつま市の山口市民福祉部長から謝辞が述べられました。受賞されたみなさま、おめでとうございます。



「被表彰者のみなさま」

前列は左より、神石高原町住民課長、柏市健康医療部保険年金課国民年金室長、日本年金機構理事長、厚生労働大臣政務官、年金局長、南さつま市市民福祉部長、新座市いきいき健康部参事兼国保年金課長
後列は左より、備後府中年金事務所長、松戸年金事務所長、事業推進部門担当理事、三島年金事務所長、鹿児島南年金事務所長、川越年金事務所長



祝辞を述べる神谷政務官



謝辞を述べる南さつま市市民福祉部長

以下、表彰市区町村の取組をご紹介します。

市区町村名	選定した主な理由
柏市 (千葉県)	申請免除及び学生納付特例に関する英文の案内文書を独自に作成・配布したことにより、免除制度に対する外国人被保険者の理解促進に貢献した。 納付方法、前納制度及び免除制度などの概要をまとめたリーフレットを独自に作成・配布の上、制度周知を行い、納付率や口座振替実施率の向上に貢献した。
新座市 (埼玉県)	国民年金担当以外の課係と連携し、転入手続きに訪れた来庁者を国民年金係に漏れなく誘導する体制を構築した上で、転入者の資格・納付記録に応じて届出勧奨や納付勧奨を行ったことにより、納付率の向上に貢献した。 各月の前納額、割引額及び納付期限などが記載された一覧表を作成し、前納案内の際に活用したことにより、前納の利点及び注意点を正確に周知した。
伊豆市 (静岡県)	市職員が市内の競輪選手養成所において、候補生へ年金制度の説明を行うことにより、年金制度の普及啓発及び納付率の向上に貢献した。 年金事務所と連携して市の封筒を用いた免除勧奨を行い、納付率の向上に貢献した。
神石郡 神石高原町 (広島県)	国民年金担当以外の課と連携し、転入及び年金手続きに関する案内をワンストップ化したほか、窓口で翻訳ツールを導入し、多言語対応を可能にするなど、外国人被保険者に対する案内体制を強化することにより、納付率の向上に貢献した。 国民年金保険料産前産後免除に該当する者の情報を年金事務所と共有し、連携して制度周知及び届出勧奨を行うなど、制度の利用促進に貢献した。
南さつま市 (鹿児島県)	納付方法、免除制度及び年金給付の概要をまとめたリーフレットを独自に作成し、来庁者への案内に活用して制度周知を行ったほか、口座振替や前納の勧奨にも積極的に取り組み、納付率の向上に貢献した。 「ねんきん月間」及び「年金の日」において、本庁や各支所で懸垂幕を掲揚するなど、年金制度の普及啓発に貢献した。

※令和6年度の取組に対する表彰

(英文の案内文書)

外国人向け案内文（英語版）
国民年金保険料免除・猶予申請 / Application for
Exemption/Deferral of National Pension Premiums

- We have accepted your application for a National Pension payment waiver/postponement.
(国民年金保険料の免除・納付猶予の申請を受付しました。)
- There is an income screening based on the previous year. The review process usually takes about two to three months.
(前年の所得審査があります。審査は約2～3か月かかります。)
- The result of the review will be sent by postcard from the Japan Pension Service (not City Hall). Even if you receive the payment slip, please do not make the payment until you receive the result.
(審査の結果は、日本年金機構（市役所ではありません）からハガキで送付されます。納付書が届いても、結果を受け取るまで、支払いはしないでください。)
- If the result is “全額免除 (Full Exemption)” or “納付猶予 (Payment Deferral)”, you are exempted from paying the pension premium.
(結果が『全額免除』か『納付猶予』なら、支払いは免除（無し）です。)
- If the result is “一部免除 (Partially Exempt)”, you will receive payment slips for the pension premium, which you are required to pay.
(結果が『一部免除』なら、納付書が送付されますので、支払ってください。)
- If the result is “却下 (rejected)”, please pay the full amount.
(結果が『却下』なら、全額を支払ってください。)
- If the result states “継続審査 (continuous review)”, your application will be automatically renewed without the need to reapply, so please wait for the result.
(結果通知に『継続審査』と記載されている場合は、再申請をしなくても更新されますので、結果をお待ちください。)

(独自チラシ)

国民年金加入者（1号）のかたへ
国民年金保険料納付のご案内

R7年度 月額17,510円
(R7.4～R8.3) (納付期限は原則翌月末まで)

■ 納付（支払）方法が3種類から選べます

① 納付書
日本年金機構で発行。届くまでに1～2か月かかります。

② BANK 口座振替
引落とし開始まで2～3か月かかります。

③ 引当 CARD クレジットカード
引落とし開始まで2～3か月かかります。

※①は納付書に記録の使用期限まで使用可能。コンビニ・郵便局・銀行のほか、電子納付(Pay-easy)・電子決済で納付可能

■ 保険料をまとめて前払い（前納）すると割引があります

納付書・クレジットカード		口座振替
1か月分	17,510円(割引なし)	17,450円 (-60円)
6か月分 (4～9月・10～3月)	104,210円(-850円)	103,870円 (-1,190円)
1年分 (～R8.3月まで)	206,390円(-3,730円)	205,720円 (-4,400円)
2年分 (※) (～R9.3月まで)	409,490円(-15,670円)	408,150円(-17,010円)

※1はR7年4月に前納した場合の割引額。年度の途中の場合は、残月に応じて変更になります。
※2年分は、R7年度・月額17,510円・R8年度・月額17,920円の保険料で算出

■ 【任意】将来に備えた付加保険料400円(月額)の制度があります

付加保険料を追加で支払うことで、将来もらえる老齢基礎年金を増やせる制度です
毎年200円×月数分増えるので、2年で元が取れる計算になります

1年(12か月)支払った場合

- 納付額: 400円×12か月＝4,800円
- 受給額: 200円×12か月＝2,400円
- 受給期間: 65歳から毎年(終身)

※1: ①: 申し出した月から加入・減退
※2: 国民年金基金との併用は不可
※3: イテコと同時加入の場合は、イテコの拠出拠出額が変更となります

支払いが困難なかたへ 裏面の「保険料の免除制度」をご覧ください

(他部署との連携)

輸入届がお済みになりましたら、下記の表に該当される方は各担当課で
手続をしてください。

項 目	内 容	持 ち 物	担 当 課
国民健康保険の加入 勤務先(本人・扶養)等の保険証がない方	国民年金の加入 20歳以上60歳未満で、厚生年金・共済年金等に加入していない方	○本人確認ができる書類 ○資格表と証明書または納税証明書等	国民年金課 (1階)
国民健康保険、国民年金の加入 会社などの健康保険、厚生年金、 共済年金に加入していない方	帰国に伴う国民年金の手続き 海外にいるから国民年金に加入していた方	○年金手帳 ○本人確認ができる書類 ○資格表と証明書又は納税証明書等	国民年金課 (1階)
国民健康保険の加入 勤務先(本人・扶養)等の保険証がない方	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費 該当する方	○詳細は担当課へ	児童扶養手当係 (2階)
国民健康保険の加入 勤務先(本人・扶養)等の保険証がない方	こども医療費の申請 こども医療費を助成します。	○健康保険証等(病案の子どもの名前が記載<くさ>されているもの) ○普通預金通帳(申請者名義のもの)	こども医療課 (2階)
国民健康保険の加入 勤務先(本人・扶養)等の保険証がない方	児童手当の申請 高校3年生までの児童を養育している方	○健康保険証等(私学共済以外の扶養組合に加入中の方) ○普通預金通帳(申請者名義のもの) ○その他必要書類については担当課へ	児童手当係 (2階)
国民健康保険の加入 勤務先(本人・扶養)等の保険証がない方	転入等の手続 小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	○在学証明書 ○教科書給付証明書	学籍課 (第2舎2階)
国民健康保険の加入 勤務先(本人・扶養)等の保険証がない方	放課後児童館保育室(学童)利用の申請	○マイナンバーカード又は個人番号が記載された住民票の写し及び本人確認ができる書類 ○口座番号が分かるものと銀行の届出印	学籍課 (2階)
国民健康保険の加入 勤務先(本人・扶養)等の保険証がない方	保育園・幼稚園利用の申請 保育園・幼稚園に在園している又は入園希望の児童がいる方	○マイナンバーカード又は個人番号が記載された住民票利用の方のみ ○口座番号がわかるものと銀行の届出印(保育園の2歳児クラス以下に在園している児童がいる方のみ)	保育課 (2階)
国民健康保険の加入 勤務先(本人・扶養)等の保険証がない方	保育園・幼稚園の利用を(予定)している方		保育課 (2階)

お子さんがいる方

(市区町村が作成した前納一覧表)

令和7年度保険料	17,510	(口座早割 17,450 △60)	単位(円)
令和8年度保険料	17,920		

納付月	月数	定額合計	現金・カード前納		口座前納		前納締期限	締付期限		
			前納額	割引額	前納額	割引額				
4月	24ヵ月	425,160	409,490	15,670	9,250	408,150	17,010	9,220	R7.4.30	—
5月	23ヵ月	407,650	393,260	14,390	8,880	391,980	15,670	8,850	R7.6.2	—
6月	22ヵ月	390,140	376,980	13,160	8,930	375,750	14,390	8,480	R7.6.30	—
7月	21ヵ月	372,630	360,650	11,980	8,130	359,470	13,160	8,100	R7.7.31	—
8月	20ヵ月	355,120	344,260	10,860	7,760	343,140	11,980	7,730	R7.9.1	—
9月	19ヵ月	337,610	327,820	9,790	7,380	326,750	10,860	7,360	R7.9.30	—
10月	18ヵ月	320,100	311,330	8,770	7,000	310,310	9,790	6,980	R7.10.31	—
11月	17ヵ月	302,590	294,780	7,810	6,630	293,820	8,770	6,600	R7.12.1	—
12月	16ヵ月	285,080	278,180	6,900	6,250	277,270	7,810	6,230	R8.1.5	—
1月	15ヵ月	267,570	261,520	6,050	5,860	260,670	6,900	5,850	R8.2.2	—
2月	14ヵ月	250,060	244,810	5,250	5,480	244,010	6,050	5,460	R8.3.2	—
3月	13ヵ月	232,550	228,040	4,510	5,100	227,300	5,250	5,080	R8.3.31	—

納付月	月数	定額合計	現金、カード振替		口座振替		前納期限	納付期限	
			前納額	割引額	付加	割引額			付加
3月	13ヵ月	227,100	222,700	4,400	5,100	221,970	5,130	5,080	R7.4.30
4月	12ヵ月	210,120	206,390	3,730	4,710	205,720	4,400	4,700	R7.6.2
5月	11ヵ月	192,610	189,500	3,110	4,330	188,880	3,730	4,310	R7.6.30
6月	10ヵ月	175,100	172,550	2,550	3,940	171,990	3,110	3,930	R7.7.31
7月	9ヵ月	157,590	155,550	2,040	3,550	155,040	2,550	3,540	R7.9.1
8月	8ヵ月	140,080	138,490	1,590	3,150	138,040	2,040	3,150	R7.9.30
9月	7ヵ月	122,570	121,380	1,190	2,770	120,980	1,590	2,760	R7.9.30
10月	6ヵ月	105,060	104,210	850	2,380	103,870	1,190	2,370	R7.12.1
11月	5ヵ月	87,550	86,980	570	1,890	86,700	850	1,890	R8.1.5
12月	4ヵ月	70,040	69,700	340	1,590	69,470	570	1,590	R8.2.2
1月	3ヵ月	52,530	52,360	170	1,200	52,190	340	1,190	R8.3.2
2月	2ヵ月	35,020	34,960	60	800	34,850	170	800	R8.3.31
3月	1ヵ月	17,510	17,510	0	400	17,450	60	400	R8.4.30

（独自チラシ）

国民年金の手続きについて

国民年金の取得について

入所者は全員、第1号か第3号被保険者になります。

転入前		転入後
第1号被保険者 (国民年金)	納付書による納付を希望	前住所記録の納付書で納付が可能 電話で再発行が可能
第2号被保険者 (厚生年金・共済 組合など)	口座振替・クレジットカードによる 納付を希望	年金事務所・市役所・銀行などで手続き可能 (届出印やカードなど必要なものがあります)
第3号被保険者 (第2号被保険者の 配属者の扶養)	所得等の状況	
	前年所得 67万円未満	入所前2年以内で国民年金のみ加入 添付書類なし
	前年所得 67万円超え	入所前2年以内で厚生年金の加入歴あり ★雇用保険受給資格者証 または離職票
	必要なもの	

年金の納付、免除について

納付	前住所記録の納付書で納付が可能 電話で再発行が可能
希望	年金事務所・市役所・銀行などで手続き可能 (届出印やカードなど必要なものがあります)

免除	前年所得 67万円未満	入所前2年以内で国民年金のみ加入 添付書類なし
希望	前年所得 67万円超え	入所前2年以内で厚生年金の加入歴あり ★雇用保険受給資格者証 または離職票

- ◎第1号被保険者（国民年金加入者）は毎月、保険料の支払いが発生します。
しかし、経済的理由や退職によって納付が困難なとき、免除を受けられることがあります。
- ◎入所前に働いていた場合は、離職の証明書を添付しないと免除が承認されないことがあります。

【その他】

- ◎年金の扶養は配偶者のみられます。健康保険が親の扶養でも年金は扶養にわれません。
- ◎年金の免除は7月～翌年6月のサイクルです。新年度の申請は7月1日から可能です。
過去分は申請月から2年1ヵ月遡って申請が可能です。
- ◎第3号被保険者は配偶者の勤務先が保険料を負担するため、納付する必要はありません。

伊豆市市民課長

国民年金保険料免除・納付猶予申請のご案内

平素より伊豆市行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。さて、入校前に実施しました調査結果に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予申請を希望される方へ、申請のご案内をいたします。

【皆様への送付物】

①送付文（1枚）

②電子申請のご案内チラシ

③国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※免除のサイクルは7月～翌年6月となります。

・令和6年度（令和7年7月～令和7年6月）

・令和7年度（令和7年7月～令和8年6月）

令和6年度の申請をされていない方は、2年度分（2枚）の提出が必要です。

対象となる方には、申請書を2枚送付します。

④返信用封筒

申請書類は、返信用封筒でのご提出をお願いしております。また、予備の申請書と返信用封筒を同封しますので、適宜ご利用ください。

お忙しいところ恐縮ではございますが、何卒よろしくお願いいたします。

（町の広報誌）

住民課

▶これから出産される皆さま・平成31年2月1日以降に出産された皆さまへ

●対象 国民年金第1号被保険者の方（自営業、学生、無職の方など）

産前産後期間の届出をすると4カ月分の国民年金保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- ・平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者の方が届出の対象です。
- ・出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

国民年金保険料が免除される期間

- ・届出をすると出産予定月（または出産月）の前月から4カ月分の国民年金保険料が納付されたことになります（将来の年金受給額は減りません）。
4カ月分の保険料（およそ6万円）が免除されます。多胎の場合は出産予定月（または出産月）の3カ月前から6カ月分となります。※届出が出産後の場合「出産日」
- ・すでに該当期間分の保険料を納付されている場合には、該当期間分の保険料を後日お返しします。また、国民年金保険料の免除申請されている方も必ず産前産後の届出をしてください。将来受け取れる年金額が多くなります。
- ・産前産後免除期間中も付加保険料（月額400円）を納付することができます。

1188-9334

（独自チラシ）

これだけは知っておきたい！ 国民年金

- 20歳以上60歳未満で日本に住んでいる人は、国民年金に加入することが義務付けられています。

国民年金の加入者のことを「被保険者」といい、保険料の納め方によって次の三つの種別に分けられます。

▼加入の種別

第1号被保険者

自営業者、農林漁業者、自由業者、学生など20歳以上60歳未満の人

第2号被保険者

厚生年金に加入している65歳未満の会社員、公務員など

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者



※ 会社員等が加入する厚生年金保険者期間は70歳になるまでです。ただし、65歳以上の加入者が老齢厚生年金などの受給権を持っている場合は、国民年金の第2号被保険者とはなりません。また、その人に扶養されている配偶者も、第3号被保険者となり届出が必要となりますのでご注意ください。

●第1号被保険者が納める国民年金保険料

保険料は 月額 **16,980円** です（令和6年度）

令和5年度 … 16,520円 令和7年度 … 17,510円

◎月額400円の付加保険料を納めて、付加年金を受け取ることができます。

付加年金とは？

国民年金保険料と併せて付加保険料を納めることで、老齢基礎年金に上乗せしてもらえる年金です。年金を2年以上受給すれば、納めた付加保険料以上受給できるためお得な制度です。

★年金額（年額）…付加保険料納付月数×200円

（例）付加保険料を10年間納めた場合

将来受けとる 付加年金額 400円×10年（120月）＝48,000円

200円×10年（120月）＝24,000円の増額（年間）

※国民年金基金に加入している方は、国民年金に加入しなくても国民年金に加入する義務はありません。

●保険料の納め方

現金

納付書を使用して金融機関やコンビニ等で収める方法です。

口座振替

お手紙には、振替先の通帳コピーとお届け印が必要です。

クレジットカード払い

お手紙には、クレジットカードが必要ですよ。

Pay-easyによる納付

普段お使いの金融機関のインターネットバンキングやATMで、納付書の各種番号を入力し納める方法です。※コンビニ設置のATMでは納付できません。

キャッシュレス決済

スマートフォンアプリで納付書のバーコードを読み取り納める方法です。対象決済アプリ
・auPAY ・d払い ・PayB ・PayPay ・LINEPay ・楽天Pay

◎保険料は当月分を翌月末までに納める必要がありますが、前納をお申込みいただくと、各種割引が適用され、お得に保険料を納めることができます。

前納とは？

国民年金保険料をまとめて払う方法で、2年前納、1年前納、半年前納などがあります。

詳しくはご相談ください！

（懸垂幕掲揚の様子）

南さつま市役所 笠沙支所



南さつま市役所 坊津支所



南さつま市役所 本庁舎



南さつま市役所 大浦支所



南さつま市役所 金峰支所



はじめに

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

今回のテーマは「**確認事項の使い分け【請求書様式変更に伴う請求事由確認等について（その2）】**」です。

令和7年6月に障害年金請求書の様式が変更となり、様式変更に伴う新様式における請求事由確認の留意事項等について、「かけはし」第96号（令和7年9月発行）に掲載しましたが、新様式への変更から1年が経ち、現在においても旧様式での請求がみられること、また、新様式での予備的事後重症請求に係る記入方法について多くの照会が寄せられていることから、今回は、旧様式と新様式における請求事由ごとの記入方法等の相違点を中心とした説明を掲載します。

1 請求事由確認欄の変更

旧様式では、請求書に「障害給付 請求事由確認書」（以下「請求事由確認書」という）を添付することにより行っていた予備的事後重症請求（障害認定日による請求を行うが、障害認定日に受給権が発生しない場合は、事後重症による請求も併せて行うこと）について、

新様式では、「請求事由確認書」を年金請求書の記載事項として一体化し、「請求事由確認欄」に予備的事後重症請求に関する欄が追加されたことにより、「請求事由確認書」の添付が不要となりました。

2 請求事由とその請求に必要な診断書

① 障害認定日による請求（予備的事後重症請求を行わない場合）

障害認定日（障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日又は1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合は、その日）に法令に定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から年金を受けることができます。

このことを「障害認定日による請求」といいます。

【必要な診断書】

障害認定日の障害状態が確認できる診断書※

ただし、障害認定日と請求日が1年以上離れているときは、下記②の予備的事後重症請求をしない場合でも、請求日以前3月以内の現症のものが併せて必要です。

※原則として、障害認定日以後3月以内（20歳前障害については、20歳到達日前後3月以内）の現症のもの。

② 障害認定日による請求（併せて予備的事後重症請求を行う場合）

上記①の「障害認定日による請求」を行った上で、障害認定日に受給権が発生しない場合に、下記③の「事後重症による請求」を併せて行うことをいいます。

⇒「障害認定日による請求」に基づき審査を行った結果、障害認定日に受給権が発生すると認められないときに、「事後重症による請求」の効力が生じます。

【必要な診断書】

障害認定日の障害状態が確認できる診断書及び請求日の障害状態が確認できる診断書※

※原則として、障害認定日以後3月以内（20歳前障害については、20歳到達日前後3月以内）のものと請求日以前3月以内の現症のもの

③ 事後重症による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しない方で、その後病状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには請求日の翌月分から年金を受け取ることができます。

このことを「事後重症による請求」といいます。

【必要な診断書】

請求日の障害状態が確認できる診断書※

※原則として、請求日以前3月以内の現症のもの

注）「初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求」の説明は割愛します。

前ページの①～③の請求事由ごとの記入方法は、以下のとおりです。

旧様式の請求事由確認欄

(1) この請求は、左の頁にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。	1. 障害認定日による請求 2. 事後重症による請求 3. 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求
「2」を○で囲んだときは右欄の該当する理由の番号を○で囲んでください。	1. 初診日から1年6月目の状態で請求した結果、不支給となった。 2. 初診日から1年6月目の症状は軽かったが、その後悪化して症状が重くなった。 3. その他（理由）

① 障害認定日による請求を行う場合（予備的事後重症請求を行わない場合）

- ・（１）の「**１．障害認定日による請求**」に○を付けます。

② 障害認定日による請求を行う場合（併せて予備的事後重症請求を行う場合）

- ・（１）の「**１．障害認定日による請求**」に○を付けます。
- ・次ページの「請求事由確認書」を添付します。

③ 事後重症による請求を行う場合

- ・（１）の「**２．事後重症による請求**」に○を付けます。
- ・その下の「「**２**」を○で囲んだときは右欄の該当する理由の番号を○で囲んでください。」のうち、該当する番号に○を付けます。

また、「3. その他」に○を付けた場合は、（ ）内に具体的な理由を記載します。

障害給付 請求事由確認書

私は、下記の請求事由を確認し、傷病名()で「障害認定日による請求」を請求事由として、障害給付を請求します。
ただし、「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」を請求事由として障害給付を請求します。

請求傷病名を
記載してください

【請求事由について】

1. 障害認定日による請求

障害給付は、病気またはケガによって初めて医師の診療を受けた日（初診日）から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときはその日）に、一定の障害の状態にあるときに受けられます。（ただし、一定の資格期間が必要です。）この場合、年金請求書に添付する診断書は、初診日から1年6月を経過した日の障害状態がわかるものが必要です。

なお、請求する日が、1年6月を経過した日より1年以上過ぎているときには、治ったことにより請求するときを除き、初診日から1年6月を経過した日の診断書と請求時点の診断書の両方が必要となります。（ただし、障害状態の確認を行う際に、他の時点の障害の状態がわかる診断書を求めることがあります。）

2. 事後重症による請求

「1. 障害認定日による請求」で受給権が発生しなかった場合でも、その後、病状が悪化し、65歳に達する日の前日までの間において、一定の障害の状態となったときには本人の請求により障害給付が受けられます。ただし、請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。この場合、年金請求書に添付する診断書は、請求時における障害の状態がわかるものが必要です。

令和 年 月 日

（請求者本人）

氏 名： _____

住 所： _____

連絡先： () _____

（代 理 人）

氏 名： _____

請求者との関係： _____

住 所： _____

連絡先： () _____

新様式の請求事由確認欄

(1) この請求は、下の欄にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。また、「事後重症請求に関する確認事項」の該当する番号も○で囲んでください。

障害給付の請求事由	事後重症請求に関する確認事項
① 障害認定日による請求	① 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」として障害給付を請求する。 ② 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」による請求は行わない。
② 事後重症による請求	① 「障害認定日による請求」を行った結果、不支給となった。 ② 障害認定日の障害の状態は障害等級に該当しなかったが、その後症状が悪化し障害の状態が重くなった。 ③ その他()
③ 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求	

① 障害認定日による請求を行う場合（予備的事後重症請求を行わない場合）

- ・「障害給付の請求事由」欄の **1**（障害認定日による請求）
- ・「事後重症請求に関する確認事項」欄の **2**

に○を付けます。

(1) この請求は、下の欄にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。また、「事後重症請求に関する確認事項」の該当する番号も○で囲んでください。	
障害給付の請求事由	事後重症請求に関する確認事項
① 障害認定日による請求	① 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」として障害給付を請求する。 ② 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」による請求は行わない。

② 障害認定日による請求を行う場合（併せて予備的事後重症請求を行う場合）

- ・「障害給付の請求事由」欄の **1**（障害認定日による請求）
- ・「事後重症請求に関する確認事項」欄の **1**

に○を付けます。

(1) この請求は、下の欄にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。また、「事後重症請求に関する確認事項」の該当する番号も○で囲んでください。	
障害給付の請求事由	事後重症請求に関する確認事項
① 障害認定日による請求	① 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」として障害給付を請求する。 ② 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」による請求は行わない。

※旧様式に添付する「請求事由確認書」は不要です。

③ 事後重症による請求を行う場合

- ・「障害給付の請求事由」欄の **2**（事後重症による請求）
- ・「事後重症請求に関する確認事項」欄の **1～3**のうち、該当する番号に○を付けます。

また、**3**（その他）に○を付けた場合は、（ ）内に具体的な理由を記載します。

1～3のうち、該当する番号に○

(1) この請求は、下の欄にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。また、「事後重症請求に関する確認事項」の該当する番号も○で囲んでください。	
障害給付の請求事由	事後重症請求に関する確認事項
② 事後重症による請求	① 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」として障害給付を請求する。 ② 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」による請求は行わない。

4 留意点

障害認定日による請求のみを行う場合（障害認定日の障害状態が確認できる診断書のみ添付）にもかかわらず、請求事由確認欄の記載が上記②となっている誤りが多くみられます。

予備的事後重症の請求を行なわない場合は、上記①による記載をお願いします。

請求事由について過去の「かけはし」でも同様の内容を掲載していますので、併せてご参照ください。

【旧様式での請求】⇒「かけはし」第65号（令和2年9月発行）

【新様式での請求】⇒「かけはし」第96号（令和7年9月発行）

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、令和8年中（令和8年1月1日から令和8年12月31日）に納めた保険料の全額です（令和8年中に納めたものであれば、過去の年度分の保険料や追納した保険料も対象です）。

令和8年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象の方に送付されます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付もしています。郵送よりも早く受け取ることができます。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付の希望登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます（電子送付の希望登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます）。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間 に国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和8年10月中旬から <u>10月下旬</u> にかけて順次
		郵送	令和8年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和8年10月1日から令和8年12月31日までの間 に国民年金保険料を納付した方 (①の対象者は除きます。)	電子送付	令和9年 <u>1月下旬</u> から順次
		郵送	令和9年2月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の国民年金保険料を支払っている場合も、その保険料について控除が受けられます。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象の方に送付されます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができます。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付の希望登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます。（電子送付の希望登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます。）

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和8年10月中旬から10月下旬にかけて順次
		郵送	令和8年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和8年10月1日から令和8年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方 (①の対象者は除きます。)	電子送付	令和9年1月下旬から順次
		郵送	令和9年2月上旬

<「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせ>

(1) 控除証明書相談チャット（24時間対応）

(<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>)

お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するチャットボットを開設しています。

「ねんきんチャットボット」へアクセスし、「被保険者の方」▶「控除証明書」を選択してください。令和8年分への更新は令和8年10月上旬に行う予定です。

(2) 日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>)

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の概要、よくあるご質問（Q & A）等を掲載しています。令和8年分への更新は令和8年10月上旬に行う予定です。

(3) ねんきん加入者ダイヤル

- ◆電話番号 (ナビダイヤル) 0570-003-004
050から始まる電話でおかけになる場合 (東京) 03-6630-2525
 - ◆受付時間
 - ・月～金曜日 8:30～19:00
 - ・第2土曜日※ 9:30～16:00
- ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

地域の独自情報

編集後記

日中は暑さが残るものの、少しずつ秋らしさを感じる季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

今号では、令和8年10月に施行される国民年金育児免除制度の創設や国民年金保険料免除・納付猶予申請書の送付、令和9年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について記載しました。皆様の業務の一助となれば幸いです。

「かけはし」は、今年度も皆さまのご意見とご要望をいただきながら、業務に役立つ情報を提供してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

日本年金機構 事業推進統括部 地域年金事業グループ